

# 法の支配・立憲主義を逸脱する疑いのある「政府等の憲法解釈」事例について

## 目次

安保法制：限定的な集団的自衛権行使を可能とした解釈変更	3
安保法制：後方支援の弾薬提供等	6
安保法制：米軍との共同訓練（武力の威嚇等）	8
安保法制：米艦等の武器等防護	10
南スーダン PKO 派遣	13
防衛装備移転三原則	15
敵基地攻撃能力の保有	18
いわゆる巡航ミサイルの導入と攻撃型兵器の不保持との関係について（近時の J S M 等の導入の動きと関連して）	19
自衛隊による他国戦闘機搭載の航空母艦保有	19
憲法第 53 条に基づく臨時国会召集要求と召集冒頭の憲法第 7 条に基づく解散	20
解散権行使の限界	25
総理・閣僚が国会の出席要求（憲法第 63 条）に対応しなかった事例	27
放送法第 4 条の解釈変更（放送局の停波と業務停止）と憲法 21 条	30
憲法第 24 条の「両性」の限定解釈	33
天皇の退位等に関する皇室典範特例法の規定と憲法第 4 条	36
天皇の退位等に関する皇室典範特例法（第 2 条等）	36
テロ等準備罪（共謀罪）	40

特定秘密保護法施行による国民の知る権利への影響 .....	40
佐藤外務副大臣の就任挨拶と憲法第 66 条第 2 項（文民条項） .....	42
会計検査院の集団的自衛権行使に関する支出が憲法に違反しないかについての合規性の観点における検査 .....	44
憲法改正原案の内閣による発議が可能であるとする閣議決定 .....	46
内閣総理大臣の改憲発言と憲法第 99 条（憲法尊重擁護義務） .....	46
特定秘密保護法に基づき秘密指定された書類が会計検査院に提供されない可能性 .....	48
いわゆる教科書検定基準において、「政府の統一的な見解...に基づいた記述がされている」ことが求められていることについて .....	50
伊勢神宮への参拝告知による政教分離原則違反 .....	52
裁量労働制の異常値データ及び高度プロフェッショナル制度の導入と生存権（憲法 25 条） .....	53
文科省が前川前事務次官の公立中学校での講演内容等の問い合わせ .....	55
国政調査権の妨害（憲法 62 条） .....	55
第 48 回総選挙の正統性の欠如 .....	61
国会への連帯責任への違背（憲法 66 条 3 項） .....	63

逸脱の疑いのある事例	関係会議録等	
<p>安保法制：限定的な集団的自衛権行使を可能とした解釈変更</p>	<p>【1】参議院議員小西洋之「限定的な集団的自衛権を法理として含む基本的な論理が示されているとする昭和47年9月14日の参議院決算委員会における吉国内閣法制局長官答弁の箇所等に関する質問に対する答弁書」平成27年10月6日</p> <p>【2】参議院議員小西洋之「いわゆる昭和四十七年政府見解の「基本的な論理」の捏造と憲法の解釈変更の回数に関する質問に対する答弁書」平成30年5月11日</p>	<p>【1】○質問主意書</p> <p>一 昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉国内閣法制局長官の答弁について、限定的な集団的自衛権を法理として含む憲法第九条の解釈の基本的な論理が法理として示されている旨政府は主張しているが、当該基本的な論理が法理として示されている具体的な答弁の箇所を漏れなく網羅的に示した上で、当該箇所が限定的な集団的自衛権を法理として含む基本的な論理を示すものであるとする理由を論理的かつ個別に示されたい。</p> <p>二 昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉国内閣法制局長官の答弁について、限定的な集団的自衛権を法理として含む憲法第九条の解釈の基本的な論理が法理として示されている旨の政府の主張（平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横畠内閣法制局長官答弁等）は、議院内閣制の下の政府の憲法解釈の論理的整合性及び法定安定性を根底から覆す、我が国の法の支配を破壊する空前絶後の暴挙であるとの認識はないのか、政府の見解を明らかにされたい。</p> <p>○答弁書</p> <p>一及び二について</p> <p>御指摘の昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会においては、吉国内閣法制局長官（当時）から、「憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するということまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます」（「第十二条」とあるのは「第十三条」のことであると考えられる。以下同じ。）、「憲法前文なり、憲法第十二条の規定から考えまして、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないということまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております」、「侵略が現実に入った場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいま</p>

までの解釈の論理の根底でございます」、「わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする」、「わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるとというのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動だ」及び「わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方」と答弁している。

昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」（以下「昭和四十七年の政府見解」という。）は、先に挙げた答弁を含む同年九月十四日の参議院決算委員会における多岐にわたる議論を論理的に整理して取りまとめたものである。この昭和四十七年の政府見解においては、

(一) まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」としている。

(二) 次に、「しかしながら、だからといつて、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、憲法第九条の下においても、このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理（理由・根拠）を示している。

(三) その上で、(一) 及び (二) の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提として、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」という見解が述べられている。

先に挙げた答弁は、この(一) 及び (二) の基本的な論理と(三) の結論とを区分することなく一体として述べているものであり、昭和四十七年の政府見解において論理的に整理された(一) 及び (二) の基本的な論理を含んでいるものである。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しし、平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に

資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号。以下「改正法」という。）による改正後の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項及び第八十八条並びに改正法による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号及び第四号、第三条第三項及び第四項並びに第九条第二項第一号口に明記されている「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）は、昭和四十七年の政府見解で示されている（一）及び（二）の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものであり、新三要件を満たす限定的な集団的自衛権の行使は、昭和四十七年の政府見解で示されている（一）及び（二）の基本的な論理の枠内のものであって、「議院内閣制の下の政府の憲法解釈の論理的整合性及び法的安定性を根底から覆す、我が国の法の支配を破壊する空前絶後の暴挙である」との御指摘は当たらない。

【2】 ○質問主意書

- 一 政府は、いわゆる昭和四十七年政府見解の作成前には限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法第九条解釈の基本的な論理について明記された政府見解に係る文書や国会会議録は存在しないとしているが、であるならば、いわゆる昭和四十七年政府見解の作成は、憲法第九条においては個別的自衛権の行使しかできないというそれまでの憲法解釈を、限定的な集団的自衛権行使も可能であるとの内容に変更した、憲法第九条の解釈変更該当するのではないか。
- 二 前記一のいわゆる昭和四十七年政府見解の作成は、憲法第九条の法規範の内容を変更したものなのか、政府の見解を示されたい。
- 三 前記一について、政府は、これまで政府による憲法解釈の変更は、自衛隊員を武人と認識を改めた憲法第六十六条第二項の解釈変更及び平成二十六年七月一日の閣議決定における限定的な集団的自衛権行使を容認した憲法第九条の解釈変更の二回しかないと述べているが、実は三回あることになるのではないか。

○答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「いわゆる昭和四十七年政府見解」は、憲法第九条の下

		<p>でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという基本的な論理を示した上で、これに当てはまる場合は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の認識の下で、結論として、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしたものであり、憲法第九条の解釈を変更したものではない。</p>
<p>安保法制：後方支援の弾薬提供等</p>	<p>【1】 第 189 回参議院安保特別委員会 平成 27 年 8 月 4 日</p> <p>【2】 参議院議員小西洋之「提出戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに弾薬の提供が他国の武力行使との一体化そのものであり憲法違反であることに関する質問に対する答弁書」平成 30 年 5 月 11 日</p> <p>【3】 参議院議員小西洋之「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに他国軍隊への弾薬の提供が憲法の平和主義に反し憲法違反であることに関する質問に対する答弁書」平成 30 年 5 月 11 日</p>	<p>【1】 ○佐藤正久君 … 後方支援の中でやはりなかなか国民の方々にうまく伝わっていない部分の一つに、新たに弾薬あるいは発進準備中の航空機の燃料補給を今回認めました。これはニーズがなかったからであり、武力行使の一体化に抵触したという法的な評価を受けて今までやってこなかったわけではなくて、まさにこのニーズが生じたということにおいて今回法的な整理をした結果、現に戦闘が行われていない現場であれば、弾薬や発進準備中の航空機への補給は武力の行使の一体化に当たらないというふうに政府は評価しております。</p> <p>なぜこのように評価をしたのか、法制局長官の御答弁をお願いします。</p> <p>○政府特別補佐人（横畠裕介君） 従前、発進準備中の航空機への給油等、武器弾薬の提供等を除外してしましたのは、実際のニーズがないということによるものであり、それがそれ自体で他国の武力の行使と一体化するという理由によるものではございません。</p> <p>今般、そのニーズがあるということを前提としてこれらの活動について改めて慎重に検討した結果、現に戦闘行為を行っている現場では支援活動を実施しないという今般の一体化回避の枠組み、すなわちそのような類型が適用できると判断したものでございます。</p> <p>すなわち、発進準備中の航空機への給油等は、当該航空機によって行われる戦闘行為と時間的に近いものであるとはいえ、地理的關係について申し上げれば、実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること、支援活動の具体的内容としては、船舶、車両に対するものと同様の活動であり、戦闘行為それ自体とは明確に区別することができる活動であること、関係の密接性については、自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというものではなく、あくまでも我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであること、協力しようとする相手方の活動の現況につきましては、発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではない、そこがポイントでございますけれども、まさに戦闘行為を行っているものではないということを考慮しますと、一体化するものではないという、そういう評価ができるということでございます。</p> <p>【2】 ○質問主意書</p> <p>一 政府は、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備が他国の武力行使と一体化しない理由の一つとして、「地理的關係について申し上げれば、実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものである」としているが、当該他国の戦闘の相手国である外国からすれば、地理的な距離は本質的な問題ではなく、当該給油及び整備によって戦闘行為を行う航空機が飛来してくる訳であるから、当該外国の立場からすれば当該給油及び整備は当該他国の武力行使と一体化する行為そのものになるのでは</p>

- ないか。当該他国の武力行使と一体化しないと考える場合は、その理由を具体的に示されたい。
- 二 政府は、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備が他国の武力行使と一体化しない理由の一つとして、「支援活動の具体的内容としては、船舶、車両に対するものと同様の活動であり、戦闘行為それ自体とは明確に区別することができる活動であること」としているが、当該他国の戦闘の相手国である外国からすれば、戦闘行為で飛来してくる航空機への給油及び整備を戦闘行為と明確に区別する必要性や合理性は存在するのか。存在すると考える場合は、その内容について示されたい。また、こうした「区別」は安倍内閣の独断と偏見に過ぎず、当該相手国の立場からすれば、当該給油及び整備は当該他国の武力行使と一体化する行為そのものになるのではないか。安倍内閣の認識が独断と偏見ではなく、当該他国の武力行使と一体化はしないと考える場合は、その理由を具体的に示されたい。
- 三 政府は、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備が他国の武力行使と一体化しない理由の一つとして、「関係の密接性については、自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというのではなく、あくまでも我が国の法令に従い自らの判断で活動するものである」としているが、当該他国の戦闘の相手国である外国からすれば、当該他国と自衛隊の指揮命令関係がどのようなものであろうと当該給油及び整備を軍事的な脅威と認識する以上は、当該外国の立場からすれば当該給油及び整備は当該他国の武力行使と一体化する行為そのものになるのではないか。当該他国の武力行使と一体化しないと考える場合は、その理由を具体的に示されたい。
- 四 政府は、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備が他国の武力行使と一体化しない理由の一つとして、「協力しようとする相手方の活動の現況につきましては、発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではない」としているが、自衛隊のある行為が自国に向けた戦闘行為であるか否かを判断するのは当該他国の戦闘の相手国であるのであり、当該相手国からすれば、当該給油及び整備によって戦闘行為を行う航空機が飛来してくる訳であるから、当該外国の立場からすれば当該給油及び整備は当該他国の武力行使と一体化する行為そのものになるのではないか。当該他国の武力行使と一体化しないと考える場合は、その理由を具体的に示されたい。
- 五 前記一から四について、自衛隊が武器の提供を行う場合は、他国の武力行使との一体化が生じ、憲法に違反することとなるのか。
- 六 前記一から四について、自衛隊が弾薬の提供を行う場合について、政府はなぜ、他国の武力行使との一体化は生じないとするのか、前記一から四の答弁内容を踏まえつつ政府の見解を示されたい。

○答弁書

一から六までについて

政府としては、他国の武力の行使に関連する我が国の活動が、当該他国の武力の行使と一体化するかどうかについては、一般に、我が国の活動の具体的内容等諸般の事情を総合的に勘案し、個別に判断すべきものと考えており、御指摘の「相手国」あるいは「外国の立場」から判断すべきものとは考えていない。

		<p>その上で、政府は、お尋ねの「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」については、実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を描く場所で行うものであること、支援活動の具体的内容が給油及び整備であり、戦闘行為とは異質の活動であること、自衛隊の部隊等は他国の軍隊の指揮命令を受けるものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであること、支援する相手方の活動の現況は、あくまで発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではないこと等の考慮事情を総合的に勘案すれば、「他国の武力の行使と一体化」するものではないと考えている。</p> <p><b>【3】 ○質問主意書</b>  政府は、安保法制において、我が国に対する武力攻撃を行っていない国と戦闘を行う他国の戦闘作戦行動のためにその発進準備中の航空機に対して給油及び整備を行うこと並びに当該他国の軍隊に弾薬の提供を行うことが合憲であるとしているが、自衛隊が給油及び整備を行う航空機が戦闘作戦行動で当該相手国の軍人や市民を殺傷し、かつ、自衛隊が弾薬の提供を行う当該他国の軍隊が戦闘作戦行動で当該相手国の軍人や市民を殺傷することは、憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と定める平和主義の理念に反するのではないか。もし、この平和主義の理念に反しないと考える場合は、その理由について具体的に説明されたい。</p> <p><b>○答弁書</b>  我が国は、戦後一貫して、平和国家として歩み、憲法の基本原則の一つである平和主義の理念の下で、我が国及び国際社会の平和及び安全のために最善を尽くしてきており、お尋ねの「発進準備中の航空機に対して給油及び整備を行うこと並びに当該他国の軍隊に弾薬の提供を行うこと」も、我が国及び国際社会の平和及び安全のため、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）等に定められた要件に従い、「他国の武力の行使と一体化」することがないものとして実施されるものであり、「平和主義の理念に反する」との御指摘は当たらない。</p>
<p>安保法制：米軍との共同訓練（武力の威嚇等）</p>	<p><b>【1】</b> 第 193 回参議院外交防衛委員会 平成 29 年 5 月 11 日</p> <p><b>【2】</b> 参議院議員小西洋之「米空母カール・ビンソンとの共同訓練が憲法第九条違反であること等に関する質問に対する答弁</p>	<p><b>【1】</b> ○小西洋之君 このカール・ビンソンと自衛隊の共同訓練は、憲法九条一項で禁止している武力の威嚇をもって国際紛争を解決する手段とするに違反する、違憲であると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>○政府特別補佐人（横畠裕介君） 当局としてお尋ねの共同訓練について詳細、事実関係を承知しているわけではありません。また、米軍、米国の意図、目的等について承知しているわけでもありません。また、国際法上の評価について何か申し上げる立場にもありませんが、あえてお尋ねでございますので、憲法第九条との関係で申し上げますと、憲法九条一項の武力による威嚇とは、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することである、そういうふうに解されております。</p> <p>そのことを踏まえ、今回のお尋ねのその共同訓練でございますけれども、これはこれまで防衛省等から説明がされているとおり、まさに自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を目的として実施された</p>

書」平成29年5月1日

ものであることから、この武力による威嚇には当たらないものと考えられます。

【2】○質問主意書

- 一 自衛隊が平成二十九年四月十六日以降に行った米軍との各共同訓練の内容とその目的について示されたい。
- 二 米軍の空母カール・ビンソンとともに平成二十九年四月二十三日以降に行った共同訓練の時点で、米軍の空母カール・ビンソンやそれが属する打撃群は、北朝鮮に対して武力による威嚇を行っていたのではないか。政府の見解を示されたい。
- 三 政府は、自衛隊が平成二十九年四月十六日以降に行った米軍との共同訓練について、特定の国又は地域を念頭に置いたものではないとしているが、これらの共同訓練が北朝鮮に対する軍事力に基づく圧力や示威行為であると北朝鮮から認識されていないと考えているのか、政府の見解を示されたい。また、同様に、北朝鮮以外の国際社会においても、これらの共同訓練が北朝鮮に対する軍事力に基づく圧力や示威行為であると認識されていないと考えているのか、政府の見解を示されたい。
- 四 自衛隊が米軍の空母カール・ビンソンと共同訓練を行った平成二十九年四月二十三日以降の時点で、米国トランプ大統領による「無敵艦隊を派遣した」旨の発言や米太平洋軍司令官による「北朝鮮に対する攻撃圏内に到達している」などの米国政府要人の発言が示すように、空母カール・ビンソンやそれが属する打撃群は北朝鮮の核兵器開発実験やミサイル発射実験などに対する武力による威嚇を行っており、それらと共同訓練を実施することは、当該武力による威嚇に荷担する行為として「武力による威嚇（中略）は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と明記する憲法第九条に違反する自衛隊の行動であると考えるが、政府の見解を示されたい。
- 五 前記四に関して、政府は、自衛隊が平成二十九年四月十六日以降に行った米軍との共同訓練の目的について自衛隊の戦術技量の向上と米軍との連携強化のためと説明しているが、武力による威嚇を行っている米軍の部隊とこうした目的を有する共同訓練を実施すること自体が当該武力による威嚇に荷担する行為として「武力による威嚇（中略）は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と明記する憲法第九条に違反する自衛隊の行動であると考えるが、政府の見解を示されたい。
- 六 仮に、米軍の空母カール・ビンソンとの共同訓練を含む平成二十九年四月十六日以降の米軍と自衛隊の共同訓練によって、北朝鮮が我が国について米空軍や空母カール・ビンソンやそれが属する打撃群などと共に積極的な軍事行動を行う国と見なし、それを口実に我が国に対して武力攻撃を行ってくる危険性について、政府はどのような認識でいるのか。
- 七 前記六に関して、仮に、今後において、北朝鮮が自衛隊が米軍と共同訓練を行ったことを口実に我が国に武力攻撃を行ってきた場合、安倍内閣は国民に対しどのような責任を取るつもりでいるのか、政府の見解を示されたい。

		<p>○答弁書</p> <p>一から五までについて</p> <p>お尋ねの「自衛隊が平成二十九年四月十六日以降に行った米軍との各共同訓練」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、例えば、自衛隊は、戦術技量の向上及び米軍との連携強化を目的として、四月十六日から同月二十一日まで米空軍戦闘機と、同月二十三日から同月二十九日まで米空母カール・ヴィンソン等と、同月二十五日、米艦艇フィッツジェラルドと、同月二十八日、同空母艦載機等と、それぞれ各種戦術訓練を実施している。これらの共同訓練に関するお尋ねの「北朝鮮」及び「北朝鮮以外の国際社会」の認識について政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、憲法第九条第一項の「武力による威嚇」とは、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することであると考えており、このような自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を目的とする共同訓練の実施がこの「武力による威嚇」に当たらないことは明らかであり、「憲法第九条に違反する」との御指摘は当たらない。また、このような共同訓練は国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）上も何ら問題はないと考えている。</p> <p>六及び七について</p> <p>仮定の質問についてお答えすることは差し控えたいが、政府としては、一から五までについてで述べた共同訓練の実施を通じて、日米の連携強化が図られることにより、日米同盟の抑止力及び対処力が一層強化されたものと考えている。</p> <p>いずれにせよ、我が国に対する武力攻撃に対しては、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く考えである。</p>
<p>安保法制：米艦等の武器等防護</p>	<p>【1】「平成 27 年 6 月 5 日の吉村洋文議員の指摘事項について」防衛省 平成 27 年 7 月 1 日（武器等防護が憲法に反しないという根拠についての政府見解）</p> <p>【2】「平成 27 年 6 月 19 日の宮本徹議員の指摘事項について」防衛省 平成 27 年 7 月 10 日（今般</p>	<p>【1】 ○「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」による改正後の自衛隊法第 95 条の 2 に規定する武器の使用は、自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）」に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為である。条文上も、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同条における自衛官による警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条に規定する武器の使用によって、戦闘行為、すなわち、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。</p> <p>このような武器の使用は、憲法第 9 条第 1 項で禁止された「武力の行使」には当たらない。</p> <p>【2】 ○現行の自衛隊法第 95 条による武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要</p>

<p>の自衛隊法改正第 95 条の 2 による武器の使用が、現行の自衛隊法第 95 条に係る 1999 年の政府見解に反していないとする理由についての政府統一見解)</p> <p>【3】参議院議員小西洋之「他国の軍隊の武器等防護と憲法の平和主義の理念との矛盾に関する質問に対する答弁書」平成 30 年 5 月 11 日</p> <p>【4】参議院議員小西洋之「自衛隊による他国の軍隊の武器等の防護が武力行使との一体化等となり憲法違反となることに関する質問に対する答弁書」平成 30 年 5 月 11 日</p>	<p>な物的手段を防護するために認められているものであり、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」による改正後の自衛隊法第 95 条の 2 は、この考え方を参考として新設するものである。すなわち、自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）」に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊の武器等であれば、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができることから、これらを武力攻撃に至らない侵害から防護するため、現行の自衛隊法第 95 条による武器の使用と同様に極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである。</p> <p>2. この「極めて受動的かつ限定的」との点について、平成 11 年 4 月 23 日の衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会理事会提出資料「自衛隊法第 95 条に規定する武器の使用について」においては、現行の自衛隊法第 95 条について、「その行使の要件は、従来から以下のように解されている。</p> <p>(1) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。</p> <p>(2) 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。</p> <p>(3) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること。</p> <p>(4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。</p> <p>(5) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。」としている。</p> <p>3. 上記 (1) から (5) までの要件は、改正後の自衛隊法第 95 条の 2 による武器の使用についても、同様に満たされなければならない。したがって、改正後の自衛隊法第 95 条の 2 による武器の使用は、現行の自衛隊法第 95 条による武器の使用と同様に極めて受動的かつ限定的なものであるということが出来る。</p> <p>【3】○質問主意書</p> <p>自衛隊が、ある国と戦闘を行っている他国の軍隊の武器等を、現に戦闘行為が行われている現場以外の場所で防護することは、憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と定める平和主義の理念に反するのではないか。もし、この平和主義の理念に反しないと考える場合は、その理由について具体的に説明されたい。</p> <p>○答弁書</p> <p>御指摘の「ある国と戦闘を行っている他国の軍隊の武器等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十五条の二の規定による武器の使用は、自衛隊と連携</p>
---	--

して我が国の防衛に資する活動に現に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、同条第一項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同項の警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしているところ、このような武器の使用は、憲法第九条で禁止された「武力の行使」には当たらないと考えており、憲法の基本原則の一つである平和主義の理念に反するものではないと考えている。

#### 【4】 ○質問主意書

- 一 安保法制の施行以来、自衛隊が他国の軍隊の武器等を防護したことがあるのかについて示されたい。防護したことがある場合は、その具体的内容を明らかにされたい。
- 二 政府は、自衛隊による他国の軍隊の武器等の防護が、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」との要件が法定されていることなどから、憲法第九条第一項で禁止された「武力の行使」には当たらず、かつ、当該他国との「武力行使の一体化」も生じないとしているが、現に戦闘行為が行われている現場以外の場所であっても、当該他国と戦闘を行っている相手国からすれば、当該他国の軍隊の武器等を防護する自衛隊は敵国あるいは敵性国の軍事組織とみなされてしまうものであり、その結果、自衛隊が防護の措置を講じる対象が「武力攻撃に至らない侵害」であろうとなかろうと、自衛隊が当該他国の軍隊の武器等を防護したことを契機として、当該相手国による自衛隊を始めとする我が国に対する武力攻撃あるいは武力行使の発動を招く危険があるのではないか。そうした危険が一切ないと政府が考える場合は、その理由を具体的に示されたい。
- 三 前記二について、「当該相手国による自衛隊を始めとする我が国に対する武力攻撃あるいは武力行使の発動を招く危険がある」と政府が認識する場合は、自衛隊による他国の軍隊の武器等の防護は憲法に違反するものとなるのではないか。
- 四 自衛隊による他国の軍隊の武器等の防護が「極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為」であるとする政府の見解は、当該防護行動が憲法に適合するか否かの判断に何か影響があるものなのか。

#### ○答弁書

##### 一について

自衛隊は、昨年の日米共同訓練の際に、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十五条の二第一項の警護を米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が一回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が一回の合計二回実施したところである。他方で、同項の警護の実施の逐一を公にした場合、米軍等の能力を明らかにし、その

		<p>活動に影響を及ぼすおそれがあり、また、相手方との関係もあることから、これ以上の詳細についてお答えすることは差し控えたい。</p> <p>二から四までについて</p> <p>御指摘の「当該相手国による自衛隊を始めとする我が国に対する武力攻撃あるいは武力行使の発動を招く危険がある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊法第九十五条の二の規定による武器の使用は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、同条第一項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同項の警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。</p> <p>このような武器の使用は、憲法第九条で禁止された「武力の行使」には当たらないと考えている。</p>
<p>南スーダン PKO 派遣</p>	<p>【1】 第 192 回衆議院 安全保障委員会議録 平成 28 年 11 月 15 日</p> <p>【2】 第 193 回参議院 予算委員会 平成 29 年 3 月 13 日</p>	<p>【1】 ○佐藤（茂）委員 もう一つ駆けつけ警護で確認をしておきたいのは、平和安全法制の中で、PKO 法上、PKO 参加五原則に加えまして、活動期間を通じた受け入れ同意の安定的維持ということが必要であるということ新たに法定させていただきました。具体的に、この南スーダンにおいて駆けつけ警護を実施するためには、受け入れ国の南スーダン政府の同意が、国連の活動及び自衛隊の業務が行われる期間を通じて安定的に維持されることが必要であると認識しております。</p> <p>南スーダンの治安状況は、報道のとおり極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態がたびたび生じておりますけれども、これは我が国における法的な意味における武力紛争が発生しているのでしょうか。具体的には、国家または国家に準ずる組織の間で行われるものである戦闘行為が発生しているのでしょうか。</p> <p>防衛大臣は十月に南スーダンを視察されましたけれども、現在の南スーダンにおいて駆けつけ警護を実施するために、PKO 法上の法的要件及びその判断要素についてどのように認識されたのか、日本政府の明快な見解を伺いたいと思います。</p> <p>○稲田国務大臣 まず、自衛隊を国連 PKO に派遣するに当たっては、大きく二つ要素があると思います。一つは、PKO 参加五原則を満たしているかどうか。その PKO 参加五原則を満たしているか否かは、まさしく我が国の憲法九条の、武力紛争に巻き込まれないか、一体化しないかという意味において満たす必要があります。</p> <p>と同時に、PKO 五原則を満たしていればそれでいいということではなくて、その自衛隊員の要員の安全を確保した上で意義ある活動を行えるかということでございます。</p> <p>今御指摘のように、南スーダンの治安情勢は極めて悪く、多くの市民が殺害されるというような事態がたびたび生じているわけですが、UNMISS の活動地域において、紛争当事者となり得る国家に準ずる組織は存在しておりません。すなわち、今回の南スーダンの PKO は、二十年にわたる大きな紛争が終結を</p>

して、そして独立をして、紛争当事者がいないということを前提に活動しているわけではありますが、新たに紛争当事者となり得るような国または国に準ずる組織はあらわれていないというふうに考えております。ですから、国際的な武力紛争の一環として行われる人の殺傷、物の破壊である戦闘行為、法的な意味における戦闘行為は発生をしていないというふうに考えております。

また、いわゆる駆けつけ警護の業務の追加について、政府として、現地の情勢や訓練の進捗状況を慎重に見きわめながら総合的に検討してきたところであります。私も十月に視察をいたしましたし、柴山補佐官も最近視察をしたところでありますが、ジュバ及びその近郊においては比較的安定をしているというふうに考えているところであります。

第十一次要員の準備訓練が終了し、要員に駆けつけ警護を実施できる能力が備わっていること、駆けつけ警護の業務付与に必要な要件である、先ほど委員が御指摘になった、受け入れ同意が安定的に維持されると認められることから、南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、駆けつけ警護の業務を追加することといたしましたところでございます。

【2】○稲田国務大臣 まず、自衛隊を国連PKOに派遣するに当たっては、大きく二つ要素があると思います。一つは、PKO参加五原則を満たしているかどうか。そのPKO参加五原則を満たしているか否かは、まさしく我が国の憲法九条の、武力紛争に巻き込まれないか、一体化しないかという意味において満たす必要があります。

と同時に、PKO五原則を満たしていればそれでいいということではなくて、その自衛隊員の要員の安全を確保した上で意義ある活動を行えるかということでございます。

今御指摘のように、南スーダンの治安情勢は極めて悪く、多くの市民が殺害されるというような事態がたびたび生じているわけですが、UNMISSの活動地域において、紛争当事者となり得る国家に準ずる組織は存在しておりません。すなわち、今回の南スーダンのPKOは、二十年にわたる大きな紛争が終結をして、そして独立をして、紛争当事者がいないということを前提に活動しているわけではありますが、新たに紛争当事者となり得るような国または国に準ずる組織はあらわれていないというふうに考えております。ですから、国際的な武力紛争の一環として行われる人の殺傷、物の破壊である戦闘行為、法的な意味における戦闘行為は発生をしていないというふうに考えております。

また、いわゆる駆けつけ警護の業務の追加について、政府として、現地の情勢や訓練の進捗状況を慎重に見きわめながら総合的に検討してきたところであります。私も十月に視察をいたしましたし、柴山補佐官も最近視察をしたところでありますが、ジュバ及びその近郊においては比較的安定をしているというふうに考えているところであります。

第十一次要員の準備訓練が終了し、要員に駆けつけ警護を実施できる能力が備わっていること、駆けつけ警護の業務付与に必要な要件である、先ほど委員が御指摘になった、受け入れ同意が安定的に維持されると認められることから、南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、駆けつけ警護の業務を追加することと

<p>防衛装備移転三原則</p>	<p>【1】第 186 回参議院 本会議録 平成 26 年 4 月 4 日.</p> <p>【2】第 193 回参議院 外交防衛委員会平成 29 年 05 月 23 日</p>	<p>いたしたところでございます。</p> <p>【1】○井上哲士君 政府は、一日、武器輸出を全面的に禁じてきた武器輸出三原則等を廃止し、武器輸出を包括的に推進する防衛装備移転三原則を閣議決定しました。武器輸出三原則は、政府も、憲法の平和主義にのっとったものと繰り返し答弁し、一九八一年の衆参本会議で日本国憲法の平和理念に基づくものと決議し、国是としてきたものです。</p> <p>総理は、新原則で平和国家の理念は変わらないと言いますが、新原則では、基本理念から日本国憲法が消え、国連憲章を遵守するとなっています。これは国連加盟国として当然のことであり、日本は、単に国連憲章を守るだけでなく、更に先駆的な憲法九条に基づく平和国家として武器輸出を禁止してきました。基本理念は根本的に変わっているではありませんか。</p> <p>新原則では、紛争当事国や国連決議に違反する場合は輸出を認めないとしています。この新原則で輸出が禁止されるのはどの国ですか。一方、従来の方針では輸出が禁止されてきた国際紛争のおそれのある国が削除されたのはなぜですか。世界各地で武力行使をしてきたアメリカや軍事紛争を繰り返してきたイスラエル等にも、現に国連決議がないとして輸出を可能にするためではありませんか。</p> <p>総理は、これまでの三原則に例外が認められ、穴が空いてきたと予算委員会で答弁されました。新原則では、これまで積み重ねてきた例外の実例を踏まえ、新たなルールを決めたといいます。しかし、やるべきことは、抜け穴を塞ぎ、国際紛争を助長しないために武器輸出を禁止するという原則に立ち戻ることです。</p> <p>武器輸出三原則の撤廃は、財界の一貫した要求でした。政府は、昨年、初めて防衛産業の国際競争力の強化を掲げました。この間、例外措置も積み重ねながら、F35 戦闘機の共同開発への参加、イギリスの艦船へのエンジンの提供、インドへの救難飛行艇の輸出を進め、トルコ軍戦車のエンジンの共同開発も浮上しました。新原則による武器輸出の解禁は、防衛産業の要求に応え、武器輸出で成長する国を目指すものにほかならないではありませんか。</p> <p>日本は、戦後、武器を輸出してこなかったことで小型武器の輸出規制の論議でも国際社会をリードしてきたと外務省自身が繰り返し強調してきました。防衛産業の要求に応え、武器輸出を拡大することは、こうした積極的役割や国際的信頼を掘り崩すことになるではありませんか。答弁を求めます。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 防衛装備移転三原則の基本理念に関するお尋ねがありました。</p> <p>従来の武器輸出三原則等は、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念に基づくものであります。新たな原則にも明記しているとおり、我が国として、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持することには変わりはありません。</p> <p>防衛装備移転三原則の下で移転が禁止される国等に関するお尋ねがありました。</p> <p>移転を禁止する場合を明確化している第一原則の下、現時点で移転が禁止される国や地域としては、国連安保理決議で武器等の移転が禁止されている北朝鮮、イラン、イラク、ソマリア、リベリア、コンゴ民主共和国、スーダン、コートジボワール、レバノン、エリトリア、リビア及び中央アフリカが挙げられます。</p>
------------------	--	--

御指摘の国際紛争のおそれのある国については、最終的に国際紛争に至るまでの経緯は千差万別であり、おそれについての明確な判断や定義は困難であることから、移転を禁止する場合の明確化を掲げる第一原則に明記はしておりません。

ただし、第一原則で移転が禁止される場合に当たらないことをもって直ちに移転が可能となるわけではなく、第二原則の下、移転を認め得る場合には、平和貢献・国際協力の積極的な推進又は我が国の安全保障の観点から積極的意義のある場合等に限定されます。また、移転を認め得る場合であっても、移転先の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査し、さらに、第三原則の下、目的外使用や第三国移転についても適正な管理を確保していくこととなります。

特定の国等への移転については、このような三原則の下で個別具体的に判断することとなりますが、我が国として、国連憲章を遵守するとしたの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持することに変わりはなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針です。

防衛装備移転三原則策定の意図や日本が果たしてきた役割等への影響についてお尋ねがありました。

新たな防衛装備移転三原則は、国連憲章を遵守するとしたの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割に十分配慮した上で、防衛装備の海外移転に係る具体的基準や手続、歯止めを今まで以上に明確化し、内外に透明性を持った形で明らかにしたものです。

したがって、積極的に武器輸出する方針に転換したというのではなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針です。このため、武器輸出で成長する国を目指すといった御指摘は全く当たりません。

また、我が国は、国際平和協力や小型武器を含む軍縮・不拡散の分野において、これまで同様、主導的な役割を果たしてまいります。

【2】○小西洋之君・・・今、横畠長官が答弁いただいたことですがけれども、私の手元に昭和五十八年の角田法制局長官の答弁がございます。武器輸出の三原則なりその後の政府統一見解というものは、紛争当事国に対しては武器なり武器技術の供与をいたさないということを決めておるわけがございます、したがって、それが憲法の平和主義の精神にのっとったものであるということは当然であると。あるいは、武器を海外に出すことについて、平和主義の精神にのっとり日本国として武器輸出三原則という規律を行っているというふうに言っておりますけれども、この解釈ですね、これは今も政府、変わらないという理解でよろしいでしょうか。武器輸出の在り方は憲法前文の平和主義によって規律されるんだと、そういう理解でよろしいですか、その憲法解釈は維持されていると。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） その平和主義に規律されているかどうかということでは、ストレートにそのような答弁にはなっていないように思いますけれども、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとったものである、適合しているという、その事実を述べているのではなかろうかと思えます。現在の防衛装備移転三原則につきましても同様であろうかと思えます。

○小西洋之君 今長官が答弁されたように、こちらに過去の武器輸出三原則、二つの政府の見解が出ているんですけども、三木内閣のものですね。憲法の平和主義の精神にのっとり武器の輸出を慎むと。これは紛争当事国だけではなくて全ての国に対して慎むということでありましたけれども。

じゃ、横畠長官に伺います。憲法前文の平和主義の法理の一つに、全世界の国民の平和的生存権があります。日本国民だけではなくて全世界の国民が戦争によって、武力行使を行う戦争によって殺されることなく平和のうちに生きていく、そういう権利を全世界の国民が持っているんだということを日本国憲法前文にその理念を書いてあるわけでございます。

外国に武器を輸出する、また先ほど答弁いただきましたけど、今般の改正法によって自衛隊の装備を渡した国がその装備を武力行使に使用すれば、その武力行使の相手国の国民を殺してしまう、その相手国の国民の平和的生存権を破壊する、侵害することになりますけれども、こうした防衛装備移転三原則がなぜ憲法の前文の全世界の国民の平和的生存権を確認しているこの法理に違反しないのか、分かりやすく日本語で、分かりやすく論理的な日本語で答弁ください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） その憲法前文のその平和的生存権ということは大変大事でございます。

それに対して、武器というものをどのように御覧になっているかでございますけれども、武器というのがむやみやたらに人を殺傷すると、そういう意味では侵略の道具にももちろん使われる可能性があります。ただし、他方、防衛のため、国民を守るためにももちろん使われるということ、これが大宗であろうかというふうに思います。その意味で、武器の輸出につきましては、それがどのように使われることになり得るのかと、なるのかという、そここのところにまさに着目して規律する必要があるかと思えます。

その上で、侵略あるいは虐殺等のために使われるような武器を輸出するなどということは、これは憲法前文の精神、まあそれ以前に、やはり我が国の在り方としてこれは行うべきじゃないことはもう至極当然であろうかと思えます。

それに対して、やはり平和的な目的あるいは自衛の目的、そういう形で用い得る、あるいは用いることになることが想定される武器というものもこれまたあるわけございまして、そういう意味で、そのようなものの輸出までが憲法の精神から禁じられているということではないというふうに考えております。

○小西洋之君 横畠長官、議会の歴史上初めての答弁をしたんですが、ぶったまげる答弁ですけど、今の答弁の趣旨は、国際法上許されている集団安全保障やあるいは個別的自衛権や集団的自衛権、それに使用するものであれば、輸出の相手国が使用する場合であれば、憲法前文の全世界の国民の平和的生存権を確認するこの法理に違反しない、矛盾しないと、そういう政府解釈、憲法解釈で政府としてはいると、そういう理解でよろしいですか。端的にお答えください。防衛、自衛のためと言っているんだから。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 別の言い方をしますと、国際紛争を助長するようなことになるとか、あるいはまさに国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上でこの武器を輸出するというふうなことは、これはまさに平和的生存権を保障すると述べている憲法の精神に反するであろうということを述べているわけでございます。

		<p>○小西洋之君 聞いたことに答えていただけますか。</p> <p>集団安全保障あるいは国連憲章の五十一条に規定されている個別的自衛権や集団的自衛権のために使う場合には、武器を輸出しても、その相手国がそういう使い方をする場合には憲法前文の全世界の国民の平和的生存権を確認するこの法理に矛盾しない、憲法に違反しないと、そういう政府解釈でいるということによろしいですか。</p> <p>もうイエスカノーかできちんと、あなたは法制局長官なんだから論理的に答えなさいよ。</p> <p>○政府特別補佐人（横島裕介君） 我が国の憲法第九条というのは、我が国として戦争を放棄して、まさに平和主義、専守防衛の立場に立つというそういうことを明らかにしているわけでございますけれども、憲法九条といえますのは他国の軍隊に適用されるわけではもちろんございません。その意味で、我が国が輸出あるいは提供した武器というのをどのように用いるかというのは、当然その提供を受けた他国、外国の責任において行われることであろうかと思えます。</p> <p>その意味で、その他国が自衛のために例えば集団的自衛権の行使あるいは集団安全保障措置に参加するというようなことについて制約がない国であるとするならば、それは国際法上、適法、合法的活動にその我が国が提供した武器が使われるというようなことは、我が国の憲法で禁ずるということではなかろうかと思えます。</p> <p>特に、我が国が提供する武器等が、我が国の憲法上、その提供行為が我が国の憲法に抵触するかどうかということにつきましては、まさにその一体化の議論という形でこれまで議論をさせていただいております。戦闘現場で武器等を提供するということは、これはその提供行為そのものが我が国が武力を行使するものと評価され得るということで、これは憲法上問題があるということを示しているわけでございます。（発言する者あり）</p>
敵基地攻撃能力の保有	第 193 回参議院外交防衛委員会 平成 29 年 4 月 13 日	<p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 北朝鮮の核開発の進展、弾道ミサイルの能力の向上を踏まえれば、我が国自身の防衛力を強化するとともに、日米同盟の抑止力、対処力の強化を図ることが重要であると考えています。このうち、我が国の防衛力については、防衛計画大綱において我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図ることとされており、現在、防衛省を中心に調査研究を行うなど種々の検討を行っているところであります。</p> <p>他方で、現時点では、御指摘のイージス・アショアやTHAADといった新たな装備品について導入に向けた具体的な検討を行っているわけではありません。また、いわゆる敵基地攻撃能力については米国に依存しており、現在、自衛隊は敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、また保有する計画もないわけですが、その上で、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しくなる中、日米間の適切な役割分担に基づき日米同盟全体の抑止力を強化し、国民の生命と財産を守るためには我が国として何をなすべきかという観点から、常に様々な検討は行っていくべきものと考えているところであります。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 言わば、日本がいわゆる先制攻撃をするということは、これはあり得ないわけでございますが、言わば北朝鮮がミサイルを発射し、日本に残念ながらミサイル防衛能力をくぐり抜けて着弾するという事態が起こる中において、それを反撃をする能力を持つべきではないかというのが自民党の議論</p>

		<p>あるいは提言の問題意識の中心でございます。言わば抑止力として、ミサイル防衛能力はいわゆる抑止力とはならないわけでありまして、彼らに対して反撃する能力を持って、それを抑止力とするべきではないかという、そういう論点でございます。</p> <p>しかし、日本においては、言わば米国にその抑止力は、打撃力としての抑止力は、敵基地攻撃能力については米国に依存をしているわけでありまして、現在自衛隊は敵基地攻撃を目的とした装備体系は保有しておらず、また保有する計画もないわけでありまして、しかし、その上で、先ほど申し上げましたように、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しくなっているわけでありまして。</p> <p>先ほどシリアについての議論が出されたわけでありまして、言わばサリンを弾頭に付けて着弾させるという能力については既に北朝鮮は保有している可能性があるわけでありまして、先般シリアにおいて百名近くの赤ん坊や子供たちも含む無辜の民が犠牲となったわけでありまして。ああした現実をしっかりと踏まえながら、それはさせないという言わば抑止力をしっかりと持つべきであろうという議論が当然あるわけでございます。</p> <p>その上において、今、日米の同盟を強化をしているわけでございますが……</p>
<p>いわゆる巡航ミサイルの導入と攻撃型兵器の不保持との関係について (近時のJSM等の導入の動きと関連して)</p>	<p>【1】 第 196 回参議院 本会議平成 30 年年 03 月 28 日</p> <p>【2】 第 189 回参議院 安保特別委員会 平成 27 年 08 月 19 日</p>	<p>【1】 ○小西洋之 また、安倍内閣は唐突に本予算へ長射程巡航ミサイルの取得費用を盛り込みました。これは憲法九条の戦力の不保持への違反となるおそれがあるものであります。</p> <p>【2】 ○和田政宗君 あらゆる事態を想定して、確実に救えるようにしていただきたいというふうに思います。 次に、相手国より我が国が攻撃を受けた際にどういったことができるのかをお聞きします。 相手国の基地よりミサイル攻撃を我が国が受けた際、再び相手国の基地から我が国に向けミサイル発射が行われようとしているときに、我が国が巡航ミサイルで敵基地を攻撃することは法理上可能でしょうか、憲法上可能でしょうか。 ○国務大臣(中谷元君) 敵基地攻撃についての従来からの考え方は、法理上、つまり法的な理屈の上では新三要件の下でも変わりがなくて、誘導弾等による攻撃を防ぐ他の手段がないと認められる限り、敵基地をたたくことは自衛の範囲に含まれて可能であります。ただし、我が国は敵基地攻撃を目的とした装備体系を有しておらず、また個別的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定をしておりません。 御指摘のような能力の保持につきましては、極めて慎重な検討が必要であると考えております。</p>
<p>自衛隊による他国 戦闘機搭載の航空 母艦保有</p>	<p>参議院議員小西洋之 「自衛隊による航空 母艦保有の憲法上の 問題に関する質問に 対する答弁書」平成 3 0 年 5 月 11 日</p>	<p>○質問主意書 一 一般論として、自衛隊が戦闘作戦行動に従事する他国の戦闘機に対して発着を行わせるいわゆる航空母艦(空母)を保有することは憲法上可能であるか、政府の見解を示されたい。 二 一般論として、自衛隊が戦闘作戦行動に従事する他国の戦闘機に対して弾薬の提供を行ういわゆる航空母艦(空母)を保有することは憲法上可能であるか、政府の見解を示されたい。 三 一般論として、自衛隊が戦闘作戦行動に従事する他国の戦闘機に対して給油を行ういわゆる航空母艦(空</p>

		<p>母)を保有することは憲法上可能であるか、政府の見解を示されたい。</p> <p>四 一般論として、政府が憲法第九条第二項の戦力に該当するため保持することができないとしている「攻撃型空母」とはどのようなものか、攻撃型空母ではない航空母艦(空母)との違いも含めて分かりやすく具体的に説明されたい。</p> <p>○答弁書</p> <p>一から三までについて</p> <p>お尋ねの「戦闘作戦行動に従事する他国の戦闘機」及び「いわゆる航空母艦(空母)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、従来から、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によって禁じられていないと解しているが、性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器については、これを保持することが許されないと考えている。</p> <p>四について</p> <p>政府としては、従来から、性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器を自衛隊が保有することは、これにより我が国が保持する実力が直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるから、憲法上許されず、したがって、このような兵器に該当する「攻撃型空母」を自衛隊が保有することは許されないものと考えている。なお、「航空母艦(空母)」について国際的に確立した定義があるとは承知しておらず、我が国が憲法上保持し得る自衛のための必要最小限度の実力の具体的な限度については、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有することは否定できないことから、「攻撃型空母ではない航空母艦(空母)」に係るお尋ねについて一概にお答えすることは困難である。</p>
<p>憲法第 53 条に基づく臨時国会召集要求と召集冒頭の憲法第 7 条に基づく解散</p>	<p>【1】参議院議員小西洋之「安倍内閣が平成 29 年 9 月 28 日まで臨時国会召集をしなかったこと及びその同日の解散が憲法違反であることに関する質問に対する答弁書 平成 29 年 9 月 28 日</p> <p>【2】衆議院議員逢坂誠二「内閣の国会召集の権限に関する質</p>	<p>【1】○質問主意書</p> <p>本年六月二十二日付で憲法第五十三条に基づき衆議院議員及び参議院議員それぞれの連名によって、国会が森友学園・加計学園の「疑惑の真相解明に取り組むことが不可欠である」として臨時国会の速やかな召集が強く求められていたところである。</p> <p>「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」と定める憲法第五十三条の趣旨について安倍内閣は「臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならない」としているところである。</p> <p>これらを踏まえ、以下、質問する。</p> <p>一 安倍内閣は、憲法第五十三条の趣旨にある「臨時会で審議すべき事項」について、森友学園への国有地売却や加計学園による獣医学部新設を巡る事項が含まれると認識していたか。</p> <p>二 前記一において「含まれる」と認識していなかった場合は、その理由を示されたい。またこの場合、「含まれる」と認識していなかったことは衆参の議員による臨時国会召集要求の理由を潜脱するものとして憲法第五十三条違反になるのではないか。</p>

問に対する答弁書」  
平成 29 年 11 月 2 日

【3】参議院議員小西洋之「内閣による衆議院の解散権の行使と法の支配及び立憲主義との関係等に関する質問に対する答弁書」平成 30 年 5 月 11 日

【4】参議院議員小西洋之「内閣による衆議院の解散権の行使と法の支配及び立憲主義との関係等に関する再質問に対する答弁書」平成 30 年 7 月 31 日

三 前記一において「含まれる」と認識していた場合において、具体的にどのような事項を認識していたのかについて示されたい。

四 前記三において、「臨時会で審議すべき事項」に関する内閣としての適切な審議対応を確保するために考えていた「召集のために必要な合理的な期間」は具体的に何時から何時までの期間か。あるいは、召集要求を受けてから長さとしてどれほどの期間か、明確に示されたい。

五 一般論として、安倍内閣は、臨時国会召集要求がなされた場合においても、閉会中審査が行われれば臨時国会を召集しなくともよいと考えているのか。

六 安倍総理は本年九月二十五日の会見において「私自身、閉会中審査に出席するなど、丁寧に説明する努力を重ねてまいりました」と述べているが、国難突破解散を行う時点で、安倍内閣として、安倍総理の本年六月二十二日付の臨時国会召集要求書で示された森友学園・加計学園に関する疑惑の説明責任は果たされたと考えていたのか、明確に示されたい。

七 本年六月二十二日付で憲法第五十三条に基づき森友学園・加計学園の「疑惑の真相解明に取り組むことが不可欠である」との理由によって臨時国会の速やかな召集が強く求められていたにも関わらず、安倍内閣において、「臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならない」との憲法第五十三条の趣旨に反して臨時国会を本年九月二十八日まで召集せず、しかも、その臨時国会でなんら当該疑惑に関する審議を行うことなくこれを解散することは、憲法第五十三条の趣旨を完全に没却するものであり、憲法第五十三条に違反する違憲の行為ではないのか。

八 前記七において、国難突破解散は憲法第七条に基づく内閣の解散権の濫用になるのではないのか。

#### ○答弁書

一から四まで、七及び八について

憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「含まれる」及び「前記三において」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年六月二十二日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年九月二十八日に国会の臨時会を召集することを、同月二十二日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「憲法第五十三条に違反する違憲の行為」、「解散権の濫用になる」との御指摘は当たらない。

五について

一般論として申し上げます、憲法第五十三条の規定に基づき臨時会の召集が要求された場合、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に、内閣が臨時会の召集を決定しなければならないと考えている。

六について

政府としては、学校法人森友学園への国有地売却及び学校法人加計学園による獣医学部の新設について、閉会中審査を含め国会の審議においてできる限り丁寧に説明する努力を積み重ねてきている。

【2】○質問主意書

日本国憲法第五十三条では、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と規定されている。

平成二十九年の通常国会の閉会後の六月下旬から、野党各党は、森友・加計学園をめぐる疑惑解明のために必要だとして、臨時国会の召集を求めてきた。野党各党の要求は約三カ月間も放置されていたが、臨時国会が九月下旬に召集されたものの、何ら審議が行われることなく、安倍総理は衆議院を解散した。総選挙後、特別国会が召集されたものの、これまで四カ月間以上も国会は議論の場として機能しておらず、ここに至るまでの内閣の判断は日本国憲法第五十三条の要請するところを踏みにじることにほかならない。

この条文の要請するところの内閣の判断について疑義があるので、以下質問する。

一 平成二十九年の通常国会の閉会後の六月下旬から、野党各党は、森友・加計学園をめぐる疑惑解明のために必要だとして、臨時国会の召集を求めてきた。野党各党の要求は約三カ月間も放置されていたが、臨時国会が九月下旬に召集されたものの、何ら審議が行われることなく、安倍総理は衆議院を解散した。これらの内閣の判断は、日本国憲法第五十三条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。

二 安倍総理は九月二十八日に衆議院を解散した。総選挙後、特別国会が召集されたものの、現時点で何ら審議が行われず、国会は議論の場として全く機能していない。内閣の判断は日本国憲法第五十三条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。

三 日本国憲法第五十三条では、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と規定されているが、本条文でいう「決定しなければならない」という規定には、例えば「要求があれば」、速やかに、かつ、具体的な時間的制約があると考えているのか。あるとすれば、その時間的制約はどの程度のものか。見解を示されたい。

四 日本国憲法第五十三条でいう、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定は、いわゆるプログラム規定で、内閣に政治的な要請を行うに止まり、時間的制約を課すものではないという理解でよいか。

五 国会での質問時間について、政府・自民党は野党への配分を減らして与党への配分を増やすことを検討していると承知している。十月三十日の記者会見で、菅官房長官は、自民党が野党側に多く配分されてきた国会での質問時間を、今後、議席数に応じて改めることを検討していることについて、「当然のことだと思う」と述べた。また菅官房長官は「国会議員が等しく質問できるよう、各会派の議席数に応じた質問時間の配分を行う。全体の質問時間を考慮する中で、国会において、よく検討されるべきだというふうに思う」と発言している。このような認識を官房長官がお持ちならば、日本国憲法第五十三条でいう、「いづれ

かの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定に基づき、六月下旬以後、速やかにまず国会を召集し、質問時間を確保して議論を行うべきではなかったのか。見解を示されたい。

#### ○答弁書

##### 一、二及び五について

憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「質問時間を確保して議論を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年六月二十二日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年九月二十八日に国会の臨時会を召集することを、同月二十二日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「日本国憲法第五十三条の要請するところを踏みにじることにほかならない」との御指摘は当たらない。

##### 三及び四について

お尋ねの「時間的制約」、「いわゆるプログラム規定」及び「政治的な要請」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、憲法第五十三条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないものと考えている。

#### 【3】 ○質問主意書

一 安倍内閣の認識する法の支配と立憲主義の趣旨について明らかにされたい。また、法の支配と立憲主義はどのような法的な関係があるか、示されたい。

二 昭和五十三年九月三十日の参議院本会議において、福田総理は「解散権は政府に専属した非常に重大な権限であり、また、貴重な権能でありますから、これをみだりに行使するというようなことは、これは断じて許すべきものでない」、「解散権の行使、これは本当に厳正、厳粛な立場においてこれをとり行うべきでありまして、これを党利党略のために使うとか、ましてや派利派略のためにこれを行使するというがごときことは、これは断じて排していかなければならぬ」と答弁しているが、これは憲法第七条に基づく内閣による衆議院の解散権の行使についての法的な制約を述べたものであるのか、政府の見解を示されたい。

三 昭和五十四年四月十九日の衆議院内閣委員会において、大平総理は「衆議院の解散権はいやしくも乱用すべきものではないという御趣旨と承知いたしております」、「解散権は、先ほどもお話がございましたように、いささかも乱用すべきものではないことは申すまでもございません」と答弁しているが、これは憲

法第七条に基づく内閣による衆議院の解散権の行使についての法的な制約を述べたものであるのか、政府の見解を示されたい。

四 前記二及び三における内閣による衆議院の解散権についての「みだりに行使するというようなことは、これは断じて許すべきものでない」、「これを党利党略のために使うとか、ましてや派利派略のためにこれを行行使するというがごときことは、これは断じて排していかなければならぬ」、「いやしくも乱用すべきものではない」、「いささかも乱用すべきものではない」との両内閣総理大臣の答弁を踏まえると、もし、内閣による衆議院の解散権がみだりに行使されたり、党利党略や派利派略のために行使されたり、乱用されたりした場合には、その解散権の行使は憲法が立脚する法の支配に反することになると考えるべきではないのか、あるいは、法の支配の観点から何の問題も生じないと考えるのか、政府の見解を示されたい。

五 前記四について、もし、内閣による衆議院の解散権がみだりに行使されたり、党利党略や派利派略のために行使されたり、乱用されたりした場合には、その解散権の行使は憲法が立脚する立憲主義に反することになると考えるべきではないのか、あるいは、立憲主義の観点から何の問題も生じないと考えるのか、政府の見解を示されたい。

六 前記二及び三について、憲法第七条に基づく内閣による衆議院の解散権の行使については憲法上の法的な制約は何ら存在しないと考えているのか、政府の見解を示されたい。

七 前記四及び五について、憲法第七条に基づく内閣による衆議院の解散権の行使については憲法が立脚する法の支配あるいは立憲主義の原理から何らかの制約が存在し得ると考えているのか、あるいはこれらの原理との関係からも何の制約も存在しないと考えているのか、政府の見解を示されたい。

#### ○答弁書

##### 一について

お尋ねの「法的な関係」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であると理解している。

##### 二から七までについて

お尋ねの「法的な制約」、「何らかの制約」及び「何の制約」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、仮定の質問にお答えすることはできないが、衆議院の解散は憲法第七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、

立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配又は立憲主義との関係で問題があるとは考えていない。

【4】○質問主意書

一 政府は、「参議院議員小西洋之君提出内閣による衆議院の解散権の行使と法の支配及び立憲主義との関係等に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一九六第九一号）において、「この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配又は立憲主義との関係で問題があるとは考えていない。」と答弁しているが、「その行使が、法の支配又は立憲主義との関係で問題があるとは考えていない」との文言の趣旨は、内閣が行う衆議院の解散権の行使はその動機の如何にかかわらず憲法が立脚するところの法の支配又は立憲主義との関係で一切の問題が生ずることがないという趣旨か、政府の考え方を明確に示されたい。

二 政府は、内閣による衆議院の解散権についての「みだりに行使するというようなことは、これは断じて許すべきものでない」、「これを党利党略のために使うとか、ましてや派利派略のためにこれを行使するというがごときことは、これは断じて排していかなければならぬ」、「いやしくも乱用すべきものではない」、「いささかも乱用すべきものではない」との過去の内閣総理大臣の答弁を踏まえても、もし、内閣による衆議院の解散権がみだりに行使されたり、党利党略や派利派略のために行使されたり、乱用されたりした場合であっても、その解散権の行使は憲法が立脚する法の支配又は立憲主義との関係で何の問題も生じないと考えるのか、政府の見解を示されたい。

○答弁書

一及び二について

お尋ねの「一切の問題」及び「何の問題」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、仮定の質問にお答えすることはできないが、衆議院の解散は憲法第七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配又は立憲主義との関係で問題があるとは考えていない。

解散権行使の限界

【1】第 189 回国会参議

【1】○片山虎之助君

院予算委員会 平成  
27年3月17日

【2】参議院議員小西洋  
之「法の支配と解散  
権の制約に関する質  
問に対する答弁書」  
平成29年9月28日

それで、七条というのは自由自在な解散ですよ。ちょっと次のパネルを見せてください。

これは、外国のあれ見てください、外国。回数も多いことは多いわね、日本は、二〇〇〇年後六回やっているんですから。イギリスが三回。アメリカは解散がありませんからね。ドイツは一回。フランスは、フランスなしでしょう。

それで、解散権者やいろんなことを書いていますよ、アメリカのところに。解散の対象はないんだが、任期はあるんですね、上院は六年、下院は二年、それは書いていませんけれども。それで、イギリスなんか見てくださいよ。これは国王が一応解散権者なんです、これは不信任と、もう一つは自主解散なんです、下院の三分の二の。それからドイツは、これはちょっとややこしいんですが、首相の指名選挙で三回経ても過半数を取れないときは解散できる。あとは信任が否決されたときですね。フランスは大統領に解散権があるんだけれども、総選挙後一年間又は非常事態行使中は解散できないと、あとは不信任ですよ、施政方針が承認されないとき。こういうことなんですよ。

日本に似ているのは、あるいはスペインかもしれませんわね。憲法上、閣議で審査して両院を解散できる、ただし一年間はできないとか。イタリア、ロシアもありますけれどもね。

それで、どうも、こういうことからいって、総理ね、私たちの党は、憲法改正がいい憲法にするための改正には賛成ですよ。それはもう積極的に協力する。これも是々非々ですけどもね。ここで、憲法改正の議論の中にこの解散権が出てこないんですよ。自民党の草案の中にはありますよ。あれ内閣だったかな、総理大臣だったかな、解散権があると。少しこの議論をしてくださいよ、憲法改正の中で。それは、第一党の党首として、総理のリーダーシップを、憲法審査会でいろんなことをやるんだから、これから。いかがですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 衆議院の解散は、憲法第七条の規定によって天皇の国事に関する行為とされておりますが、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であると考えます。ただ、もちろん今まで様々な議論がなされてきたことは承知しております。

いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣がその政治的責任で決すべき事柄であり、憲法上はこれに関する制限は規定されていないわけでございます。この問題は、まさにこの三権分立をどのように考えるかという統治機構に関する根本的な問題であるというふうに思います。

こうした問題も含めて、憲法改正には国民の理解が不可欠でございます。自民党としては草案を谷垣総裁の下にまとめているわけでございますが、今後とも国民的な議論が更に深まっていくことが大切だろうと思っております。そしてまた、どの条項をどのように改正するか、いつ改正するかなどについても国民的な議論を深めていきたい、この解散権の問題もそうでございますが、国民的な議論を深めていきたいというふうに思います。

## 【2】○質問主意書

一 安倍内閣の認識する法の支配の趣旨について述べた上で、憲法上における内閣の解散権と法の支配の関係

		<p>について安倍内閣の見解を示されたい。</p> <p>二 日本国憲法が立脚する法の支配の観点から、内閣の解散権にはどのような制約があるか、安倍内閣の見解を示されたい。</p> <p>三 「内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はない」との政府の見解について、安倍内閣はこの見解の趣旨を「憲法上、内閣の衆議院の解散の決定は何らの制約も受けない」と考えているのか。もし、そうでない場合は当該見解の趣旨を明らかにされたい。</p> <p>四 一般論として、憲法上において内閣の解散権にはどのような制約があり、具体的にどのような場合には解散権は制約され行使することが許されなくなると考えるか、安倍内閣の見解を示されたい。</p> <p>○答弁書 法の支配とは、一般に、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方をいうものと理解している。 衆議院の解散は憲法第七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配との関係で問題があるとは考えていない。</p>
<p>総理・閣僚が国会の出席要求（憲法第63条）に対応しなかった事例</p>	<p>【1】第189回参議院予算委員会 平成27年11月11日</p> <p>【2】参議院議員小西洋之「安倍内閣総理大臣及び国務大臣の委員会出席拒否に関する質問に対する答弁書」平成25年6月26日</p> <p>【3】参議院議員小西洋之「安倍内閣総理</p>	<p>【1】○小川敏夫君 憲法の規定にのっとり、私ども、臨時国会の開会要求をしておりますが、総理は応じておりません。憲法無視、議会制民主主義無視、大変にひどい対応だと思っておりますが、実は、総理、平成二十五年六月二十四日、この参議院の予算委員会、ここで、予算委員会は総理に対して出席要求をした委員会を開催したにもかかわらず、総理は出席しませんでした。国務大臣も出席しなかったことがあります。憲法の規定では、国会から出席の要求があったら出席しなければならないと憲法に明記してあるにもかかわらず、国会から求められても欠席したことがございました。</p> <p>この二年前の予算委員会、なぜ国会から出席を求められたのに欠席したのでしょうか。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 憲法第六十三条は、内閣総理大臣その他の国務大臣は、議院から答弁又は説明のため出席を求められたときは出席しなければならないと規定しておりますが、病気その他出席しない正当な理由がある場合は出席しないことも認められていると解されています。</p> <p>御質問の平成二十五年六月二十四日の参議院予算委員会に関しましては、委員長から国務大臣等の出席要求が行われた件については、与野党の協議で合意されたものでなく、これに加えて、参議院議長に対する不信任決議案も提出をされ、その処理もなされていない状況にあったことから、政府としては出席を見合わせたものでありまして、これは正当な理由に当たるものと解しているところでございます。</p>

大臣及び国務大臣の  
委員会出席拒否に関  
する質問主意書」平  
成 25 年 8 月 7 日

【2】○質問主意書

安倍内閣総理大臣及び関係の国務大臣は、平成二十五年六月二十四日及び二十五日に開催された参議院予算委員会等に対し予算委員長等からの出席要請があったにも関わらずこれを拒否した。これは日本国憲法第六十三条に定める内閣総理大臣その他の国務大臣の議院への出席義務に違反する重大な事件であり、議院内閣制の根幹を否定する暴挙である。そこで、以下、質問する。

なお、不明確な答弁に際しては、再質問を行うので留意されたい。

一 憲法第六十三条に規定する内閣総理大臣その他の国務大臣の議院への出席義務の趣旨は何か。何故にこうした義務が課せられているのか、具体的かつ網羅的に答弁されたい。

二 本件について、予算委員会等に提出された「六月二十一日付国務大臣等の出席ご要求について」、「六月二十四日付国務大臣等の出席ご要求について」との標題の文書は、政府内の誰がどのような権限に基づいて作成し、かつ提出を行ったものであるのか、具体的かつ網羅的に答弁されたい。

三 平成二十五年六月二十四日及び二十五日に開催された参議院予算委員会については参議院規則第三十八条第二項の手続きを踏まえ予算委員長の職権により開催されたものであり、平成二十五年六月二十五日に開催された参議院厚生労働委員会は同二十一日の理事会合意にもとづき開催されたものであった。

「二」に掲げる両文書に記載のある「与野党の協議で合意されたものでなく」及び「参院議長に対する不信任決議案も提出されその処理もなされていない状況にあること」のそれぞれは、「一」で答弁を求めている内閣総理大臣その他の国務大臣の議院出席義務を免除する根拠となるものと考えているのか、その理由について、それぞれの委員会ごとに、具体的かつ網羅的に答弁されたい。

四 「三」で「根拠とならない」趣旨の答弁をする場合において、他のいかなる理由で、予算委員会にあっては安倍総理大臣その他の国務大臣、厚生労働委員会にあっては田村国務大臣は、平成二十五年六月二十四日及び二十五日の当該委員会への出席を拒否したのか、具体的かつ網羅的に答弁されたい。

五 「三」、「四」の関連として、第七十五回参議院法務委員会（昭和五十年六月五日）における吉国内閣法制局第一部長答弁にある「出席をも不可能にするような事由がある場合」に内閣総理大臣その他の国務大臣の議院への出席義務を免除される余地があると考えているのか。

また、今回の件が当該「出席をも不可能にするような事由がある場合」に該当するものと考えているのか、該当すると考える場合はその理由について具体的かつ網羅的に答弁されたい。

六 この度の参議院予算委員会への安倍総理その他の国務大臣の出席拒否及び参議院厚生労働委員会への田村大臣の出席拒否は、内閣総理大臣その他の国務大臣の議院への出席義務を課した日本国憲法第六十三条に違反するのではないか、明確に答弁されたい。

なお、「違反あるいは抵触しない」趣旨の答弁を行う場合は、そのように判断する理由について、具体的かつ網羅的に答弁されたい。

七 平成二十五年六月二十四日に開催された予算委員会のための質問通告に対し、予算委員長の職権開催の決

定の後刻に参議院議長不信任決議案が自民党及び公明党から提出されたにも関わらず、霞ヶ関の担当省庁が質問通告にもとづくいわゆる質問取りを拒否するという事態が生じ、これに対し、同日中に石井予算委員長より安倍総理大臣に対し文書をもって国務大臣等の出席を求めることを要求しているところである。  
当該事件について、政府内のいかなる者がいかなる理由並びに権限にもとづいて、質問通告を受けた各省庁に対し、質問取りを拒否するよう指示を行ったのか、具体的かつ網羅的に答弁されたい。

○答弁書

一について

憲法第六十三条は、憲法が採用している議院内閣制の下での内閣総理大臣その他の国務大臣と国会との関係を定めたものであるが、御指摘の「出席義務」は、国会による内閣監督の機能が十分に果たされるためのものであると解される。

二から六までについて

お尋ねの委員会については、いずれもその開催が与野党間で協議し合意されたものではなく、また、参議院議長に対する不信任決議案も提出され、その処理もなされていない状況にあったことから、政府として出席しないこととしたものであり、その旨を口頭にてお伝えしたところである。憲法第六十三条は、内閣総理大臣その他の国務大臣は、議院から「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。」と規定しているが、病気その他出席しない正当な理由がある場合は出席しないことも認められると解されており、今般の特別な状況の下において政府として当該委員会に出席しないことは、正当な理由があり、同条に違反するものではないと考えている。いずれにしても、政府としては、今後とも内閣総理大臣その他の国務大臣の出席要求には誠実に対処していく所存である。

七について

お尋ねのいわゆる「質問取り」については、与党の助言も踏まえ、内閣官房内閣総務官室から「質問取り」の連絡を頂いた議員に対し、しばらくの間、「質問取り」の対応を待っていただくようお願いしたところである。

【3】 ○質問主意書

- 一 参議院議員小西洋之君提出安倍内閣総理大臣及び国務大臣の委員会出席拒否に関する質問に対する答弁書（以下「答弁書」という。）は、「当該委員会の開催が与野党間で協議し合意されたものでないことを国務大臣が委員会に出席しないことの正当な理由の一つとしている。このような場合に国務大臣が委員会に出席することについて、具体的にどのような不都合があるのか。
- 二 答弁書は、「当該委員会の開催が与野党間で協議し合意されたものでないことを国務大臣が委員会に出席しないことの正当な理由の一つとしている。しかし、平成二十五年六月二十四日の参議院予算委員会は、「当該委員会の開催が与野党間で協議し合意されたものでないことからこそ、同月十二日に「委員の三分

		<p>の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。」とする参議院規則第三十八条第二項による委員会の開会の要求の文書が提出され、同項により委員会を開会する義務を負う石井一参議院予算委員長が同月二十一日に安倍晋三内閣総理大臣に対し、国務大臣の出席を求め、同月二十四日に同委員長が同項に基づき、開会したものである。</p> <p>1 このような答弁書の理由を前提とすると、政府は、今後も野党が委員会の開催に反対し、与野党間で合意がされなかったときには、国務大臣は当該委員会には出席しない方針なのか。</p> <p>2 前記1において、国務大臣が当該委員会に出席しないのであれば、少数派による内閣の監督を趣旨とする同項の意義が没却されるのではないか。</p> <p>三 答弁書は、「参議院議長に対する不信任決議案も提出され、その処理もなされていない状況にあったこと」を当該委員会に出席しないことの正当な理由の一つとしている。このような場合に国務大臣が委員会に出席することについて、具体的にどのような不都合があるのか。</p> <p>四 「六月二十一日付国務大臣等の出席ご要求について」では「今般のご要求に係る件については、与野党の協議で合意されたものでなく」とあるが、答弁書では「お尋ねの委員会については、いずれもその開催が与野党間で協議し合意されたものではなく」となっており、与野党の協議と合意の対象が、前者では国務大臣等の出席の要求となっており、後者では委員会の開催となっている。</p> <p>「六月二十一日付国務大臣等の出席ご要求について」と答弁書の説明の内容が異なる理由は何か。</p> <p>○答弁書</p> <p>一から四までについて</p> <p>先の答弁書（平成二十五年七月二日内閣参質一八三第一四九号）二から六までについてでお答えしたとおり、お尋ねの委員会については、いずれもその開催が与野党間で協議し合意されたものではなく、また、参議院議長に対する不信任決議案も提出され、その処理もなされていない状況にあったことから、政府として出席しないこととしたものであり、その旨を口頭にてお伝えしたところである。憲法第六十三条は、内閣総理大臣その他の国務大臣は、議院から「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。」と規定しているが、病気その他出席しない正当な理由がある場合は出席しないことも認められると解されており、先般の特別な状況の下において政府として当該委員会に出席しないことは、正当な理由があるものと考えている。いずれにしても、政府としては、今後とも内閣総理大臣その他の国務大臣の出席要求には誠実に対処していく所存である。</p>
<p>放送法第4条の解釈変更（放送局の停波と業務停止）と憲法21条</p>	<p>【1】 第190回衆議院総務委員会平成28年2月24日</p> <p>【2】 第190回参議院</p>	<p>【1】 ○高市国務大臣 放送番組というのは、放送事業者がみずからの責任において編集するものでございます。放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくべきものであります。</p> <p>放送法第四条の「政治的に公平であること。」については、従来から、政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであることとしております。その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の番組全</p>

<p>本会議 平成 28 年 3 月 11 日</p> <p>【3】「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」総務省 平成 28 年 2 月 12 日</p> <p>【4】参議院議員小西洋之「総務省による「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」に関する質問に対する質問に対する答弁書」平成 30 年 5 月 11 日</p>	<p>体を見て判断するとしてきたもので、この従来からの解釈について何ら変更はございません。</p> <p>昨年参議院の委員会では答弁をさせていただいたときも、従来解釈の補足的な御説明ということをお願いしました。</p> <p>その際、番組全体を判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体ですから、一つ一つの番組を見て全体を判断するというのは当然のことだと思いますので、番組全体を見て判断するに当たって一つ一つの番組を見るということについて、これまでの解釈を補足的に説明して、より明確化したものだと考えておりますので、整合性に問題はないと考えております。</p> <p>【2】○内閣総理大臣（安倍晋三君）憲法二十一条と放送法の原則についてお尋ねがありました。</p> <p>憲法二十一条における言論の自由を始め、表現の自由は、日本国憲法で保障された基本的人権の一つであるとともに、民主主義を担保するものであり、それを尊重すべきことは言うまでもありません。放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が自主的、自律的に放送法を遵守していただくことが原則と考えています。放送法第四条については、これまで総務大臣が答弁してきたとおり、法規範性を有すると理解しています。</p> <p>【3】放送法第 4 条第 1 項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たって、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。</p> <p>この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。</p> <p>その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は、「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。</p> <p>総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、</p> <p>①選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合</p> <p>②国論を二分するような政治問題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合</p> <p>といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。</p> <p>これは、「番組全体と見て判断する」というこれまでの解釈を補足的に説明し、より明確にしたもの。</p>
---	---

なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

#### 【4】○質問主意書

一 放送法第四条第一項においては、放送事業者は放送番組の編集に当たって「政治的に公平であること」を確保しなければならないとされているところ、政府にあっては「政治的に公平であること」への適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきているが、こうした判断に当たっての考え方と憲法第二十一条が定める言論報道の自由との関係について政府の見解を示されたい。

二 政府は、総務省による平成二十八年二月十二日の「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」において、「総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、（中略）といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。」としているが、仮に、放送事業者の番組の一つが当該政府統一見解にいう「といった極端な場合」であっても、当該放送事業者の番組全体に関する総合的な判断としては放送番組の編集に当たって「政治的に公平であること」を確保していると認められることもあり得るのではないか。

すなわち、仮に、当該政府統一見解で示されているように、総務大臣が放送事業者の一つの番組が「選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合」、あるいは、「当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合」と考える場合であっても、総務大臣が当該放送事業者の「番組全体を見て判断」を行った場合は、「政治的に公平であること」の確保に違反しないと判断することはあり得るのではないか。こうした判断があり得ないと考える場合はその理由についても示されたい。

三 政府においては、放送事業者による放送番組の編集が放送法第四条第一項に定める「政治的に公平であること」が確保されているかどうかについては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきていたところ、「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」において総務大臣の見解として「一つの番組のみでも（中略）一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し」ているのであるから、これは「「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補足的に説明し、より明確にしたもの」ではなく、放送法第四条第一項の法規範の内容を変更する解釈変更ではないか。

四 「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」にあるように、政府が放送事業者の一つの番組のみで放送法第四条第一項に定める「政治的に公平であること」が確保されているかどうかについて判断する場合において、放送事業者に対する行政指導及び電波法第七十六条に定める無線局の運用停止命令並びに放送法第七十四条に定める放送の業務停止命令の運用に係る要件は、放送事業者の「番組全体を見て判断する」場合と何か違いがあるのか、これらの行政指導や行政行為の具体的な運用の要件を明らかにしつつ、政府の見解を示されたい。

五 前記一から四について、「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」にあるように政府が放送事業者の

		<p>一つの番組のみで放送法第四条第一項に定める「政治的に公平であること」が確保されているかどうかについて判断できるとする考え方は、憲法第二十一条に違反するのではないのか。憲法第二十一条に違反することは一切あり得ないと考える場合はその理由も示されたい。</p> <p>○答弁書</p> <p>一について お尋ねの「こうした判断に当たっての考え方と憲法第二十一条が定める言論報道の自由との関係」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、言論の自由をはじめ、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。</p> <p>二について お尋ねについては、個別具体的な状況に即して判断する必要があるとあり、一概にお答えすることは困難である。</p> <p>三について お尋ねについては、総務省が平成二十八年二月十二日に衆議院予算委員会に提出した「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」において、「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。」と述べているとおりである。</p> <p>四及び五について お尋ねの「運用に係る要件」及び「具体的な運用の要件」の意味するところが明らかではないが、御指摘の「政治的に公平であること」の判断に係る考え方については、三についてで述べたとおりであり、政府としては、言論の自由をはじめ、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。</p>
<p>憲法第24条の「両性」の限定解釈</p>	<p>【1】 第189回参議院会議録 平成27年2月18日, p.27.</p> <p>【2】 第189回参議院予算委員会会議録平成27年4月1日,</p> <p>【3】 参議院議員小西</p>	<p>【1】 ○先日、東京渋谷区が同性カップルに結婚相当証明書を発行する条例案を区議会に提出するとの報道がありました。これは、人口の5%になると言われるLGBTの方々にとって希望となるニュースです。同性婚を認めるのは先進民主主義国家を中心に約二十か国となり、今我が国としても同性カップルの生活上の困難を取り除いていく必要があると思っておりますが、その前提として憲法二十四条は問題となるとお考えでしょうか。なるとお考えの場合は、憲法改正の候補として検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>LGBTにとどまらず、家族の在り方に多様な価値観を反映させることは、国民の自由を尊重する観点からも重要だと思っております。</p> <p>例えば、スウェーデンではサムボ法が、フランスではPACS法が制定され、事実婚が広く法的に保護されることとなりました。注目すべきは、両国の出生率が最悪期を脱し、一・九一、二・〇一と高水準を達成して</p>

洋之「憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する質問に対する答弁書」平成30年5月11日

【4】参議院議員小西洋之「憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する再質問に対する答弁書」平成30年7月31日

いることです。多様な家族の在り方を認めることは出産へのハードルを取り除くことにもつながります。法律婚という婚姻形態だけでなく、事実婚に対して広く法的な保護を与えることを検討すべき時期に日本も来ていると考えますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

同性カップルの保護と憲法第二十四条との関係についてのお尋ねがありました。

憲法第二十四条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております。

【2】○福島みずほ君 昨日、渋谷区で同性パートナー条例が成立をしました。大きな前進です。社民党にはLGBTグループ、セクシュアルマイノリティグループがあります。私たちは同性婚を認めるべきだと考えています。総理、同性婚法あるいは同性パートナー法について、どうお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 突然の質問でございますが、渋谷区において条例が成立をしたことは承知をしております。

これは家族の在り方にも関する問題でございますが、憲法との関係におきまして、言わば結婚については両性の同意ということになっていると、このように承知をしております。慎重に議論をしていくべき課題ではないかと思っております。

### 【3】○質問主意書

一 安倍総理は平成二十七年二月十八日の参議院本会議において、「憲法第二十四条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。」と答弁しているが、この答弁の趣旨は、同性カップルに婚姻の成立を認める法律は憲法違反になるという趣旨であるのか、政府の見解を明確に示されたい。

二 憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と定めているが、同条第二項においては「配偶者の選択、（中略）婚姻（中略）に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とされているのであるから、同条第一項の「婚姻」は個人の尊厳尊重に基づき同性カップルによる婚姻も含むと解するべきではないのか。同条第二項の規定にも関わらず、なぜ、同条第一項の「婚姻」をそのように解するべきではないと考えるのかの論理的理由も含め、政府の見解を明確に示されたい。

三 憲法第十三条は「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めているのであるから、憲法第十三条と憲法第二十四条の論理解釈によって、憲法第二十四条においては同性カップルによる婚姻の成立を認めることは想定されている、すなわち、同性カップルによる婚姻の成立のための法律を制定することは憲法第二十四条に違反しないと解するべきではないのか。もし、政府においてそのように解さない場合は、憲法第十三条が国

民に保障する個人の尊厳尊重の観点からなぜそのような解釈に立つことが許されると考えるのか論理的な理由を示されたい。

四 憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めているのであるから、憲法第十四条と憲法第二十四条の論理解釈によって、憲法第二十四条においては同性カップルによる婚姻の成立を認めることは想定されている、すなわち、同性カップルによる婚姻の成立のための法律を制定することは憲法第二十四条に違反しないと解するべきではないのか。もし、政府においてそのような解さない場合は、憲法第十四条が国民に保障する平等権の観点からなぜそのような解釈に立つことが許されると考えるのか論理的な理由を示されたい。

#### ○答弁書

一から四までについて

御指摘の「憲法第十三条と憲法第二十四条の論理解釈」及び「憲法第十四条と憲法第二十四条の論理解釈」の意味するところが必ずしも明らかでないが、憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない。

#### 【4】○質問主意書

政府は、「参議院議員小西洋之君提出憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一九六第九〇号）において、意図的に答弁拒否を行っており、誠に遺憾である。

以下再質問するので、政府にあつては逃げることなく誠意を持って答弁されたい。

一 政府は、「憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない」と答弁しているが、この答弁の趣旨は、同性カップルに婚姻の成立を認める法律は憲法違反になるという趣旨であるのか、政府の見解を明確に示されたい。

二 政府が、「憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない」という憲法解釈を定めるに当たり、個人の尊厳の尊重を定めた憲法第二十四条第二項及び憲法第十三条並びに平等権を定めた憲法第十四条との関係でなぜそのような解釈が適当と結論付けられたのか等についての考え方を論理的に整理した文書（内閣法制局の審査資料など）は存在するか。存在する場合は、その文書名等の属性となる情報を示されたい。

三 政府は、「憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない」と答弁しているが、個人の尊厳の尊重を定めた憲法第二十四条第二項及び憲法第十三条並びに平等権を定めた憲法第十四条の規定があるにもか

		<p>かわらず、なぜそのような解釈が適当と考えるのか、その論理的な理由を示されたい。</p> <p>○答弁書 一及び三について お尋ねについては、先の答弁書（平成三十年五月十一日内閣参質一九六第九〇号）でお答えしたとおりである。</p> <p>二について お尋ねの「なぜそのような解釈が適当と結論付けられたのか等についての考え方を論理的に整理した文書」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。</p>
<p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法の規定と憲法第4条</p>	<p>第193回国会衆議院運営委員会 平成29年6月1日</p>	<p>○茂木委員 今回の天皇陛下の退位等に関する議論の過程では、将来の全ての天皇を対象とする恒久法という意見も一部にありました。しかし、日本国憲法で、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」とされている第四条一項と天皇の意思との関係については慎重な対応が求められること、また、退位の具体的な要件設定について、例えば年齢や職務遂行能力を要件とする場合の問題点など、適切な要件の設定は極めて困難であると考えられます。</p> <p>この点も含め、今回、法形式を今上陛下を対象とした特例法とした理由について、改めてお尋ねいたします。</p> <p>○菅国務大臣 政府としては、天皇の意思を退位の要件とすることは、天皇の政治的権能の行使を禁止する憲法第四条第一項との関係から問題があると考えます。</p> <p>また、将来の政治社会情勢、国民の意識等は変化し得るものである、そのことを踏まえるならば、これらを全て網羅して退位に係る具体的な要件を定めることは困難であると考えます。</p> <p>また、衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされているものと承知をしております。</p> <p>政府においては、これらの点を踏まえて、天皇陛下の退位を実現するための特例法案を立案したものであります。</p>
<p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法（第2条等）</p>	<p>【1】衆議院議員大西健介「天皇陛下の退位についての法整備及び皇室典範の法律上の位置づけに関する質問に対する答弁書」平成29年3月13日</p>	<p>【1】○質問主意書</p> <p>一 憲法第二条は「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と明記しており、天皇の退位は、皇室典範の改正によってのみ可能と読むのが素直な解釈ではないか。したがって、皇室典範以外の特例法その他の法律による対応は憲法に違反するのではないか。</p> <p>二 憲法は、天皇に関わる条文において、第四条第二項と第五条のように、法律と皇室典範を明白に書き分けている。また、憲法で下位の法令を固有名詞で引用しているのは極めて異例のことであり、皇室典範は、特例法を含め、他の法律では代替できないと解すべきではないか。</p> <p>○答弁書</p>

【2】第 193 回衆議院  
議院運営委員会 平  
成 29 年 06 月 01 日

【3】参議院議院小西  
洋之「天皇の退位等  
に関する皇室典範特  
例法案の解釈等に関  
する質問に対する答  
弁書」平成 29 年 6  
月 16 日

【4】参議院議員小西  
洋之「象徴としての  
お務めについての天  
皇陛下のおことばと  
憲法第三条との関係  
に関する質問に対す  
る答弁書」平成 28  
年 12 月 14 日

【5】参議院議員小西  
洋之「象徴としての  
お務めについての天  
皇陛下のおことばと  
憲法第四条第一項と  
の関係に関する質問  
に対する答弁書」平  
成 28 年 2 月 22 日

【6】参議院議員小西  
洋之「象徴としての  
お務めについての天

お尋ねの「憲法は、・・・第四条第二項と第五条のように、法律と皇室典範を明白に書き分けている」、「憲法で下位の法令を固有名詞で引用している」及び「皇室典範は、特例法を含め、他の法律では代替できない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、あくまでも一般論として純粹の法律論をお答えすれば、憲法第二条は、「皇位は、世襲のもの」とするほかは、お尋ねの「退位」を含め皇位の継承に係る事項については、「国会の議決した皇室典範」すなわち法律で、憲法第四条第二項は、国事行為の委任に係る事項については、法律で、憲法第五条は、摂政の設置等に係る事項については、「皇室典範」すなわち法律で、それぞれ適切に定めるべきであるということの規定しているものと解される。その上で、一般に、ある法律の特例や特則を別の法律で規定することは法制上可能であることを踏まえると、憲法第二条に規定する「皇室典範」には、現行の皇室典範（昭和二十二年法律第三号）のみならず、その特例や特則を定める別法も含み得ると考えられる。

【2】○茂木委員 今回の天皇陛下の退位等に関する議論の過程では、将来の全ての天皇を対象とする恒久法という意見も一部にありました。しかし、日本国憲法で、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」とされている第四条一項と天皇の意思との関係については慎重な対応が求められること、また、退位の具体的な要件設定について、例えば年齢や職務遂行能力を要件とする場合の問題点など、適切な要件の設定は極めて困難であると考えられます。

この点も含め、今回、法形式を今上陛下を対象とした特例法とした理由について、改めてお尋ねいたします。  
○菅国務大臣 政府としては、天皇の意思を退位の要件とすることは、天皇の政治的権能の行使を禁止する憲法第四条第一項との関係から問題があると考えます。

また、将来の政治社会情勢、国民の意識等は変化し得るものである、そのことを踏まえるならば、これらを全て網羅して退位に係る具体的な要件を定めることは困難であると考えます。

また、衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされているものと承知をしております。政府においては、これらの点を踏まえて、天皇陛下の退位を実現するための特例法案を立案したものであります。

【3】○質問主意書

一 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）附則第三条においては、皇室典範の附則に「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（中略）は、この法律と一体を成すものである。」との規定を新設すると規定している。

ここにいう「一体を成すものである」との規定の法的な意味について具体的かつ分かりやすく説明されたい。この際、「特別法は一般法を破る」と称される法の普遍原則ともいうべき原則があるものと承知しているところ、一般法たる皇室典範と特別法たる天皇の退位等に関する皇室典範特例法がこの場合にどのような法

皇陛下のおことば」及び天皇の退位特例法案と憲法第三条及び第四条との関係に関する質問に対する答弁書」平成30年5月11日

的な関係として存在していることになるのかについても、具体的かつ分かりやすく説明されたい。  
二 憲法第九十六条第二項の「この憲法と一体を成すものとして」における「一体を成すものとして」とは法的にどのような意味か。具体的かつ分かりやすく説明されたい。

三 前記一の「一体をなすものである」と前記二の「一体をなすものとして」の法的な意味の差異について、具体的かつ分かりやすく説明されたい。

四 天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、第一条において「国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること」と規定している。私は一国会議員として、これまで天皇陛下が御高齢に至るまで象徴としての公的な御活動に精励してこられたことに対して深く敬愛の念を抱くところであるが、他方で、地元活動で様々な国民と触れ合う中で、天皇制に対して消極的な考え方を有する方や法律の専門家の方などから本法の「敬愛し」との文言について否定的な見解が示されることがあったのも事実である。

そこで、本法にいう「国民は（中略）天皇陛下を深く敬愛し」とは、当然ながら、日本国民の全員がひとしく天皇陛下を深く敬愛しているとの意味であるのではなく、例えば、「広く国民の間に、天皇陛下が御高齢に至るまで象徴として公的な御活動に精励してこられたことに対して深く敬愛の気持ちがあることが確認できる」といったような趣旨の規定であると解して良いか、あるいは、どのような意味の規定と受け止めるべきか。政府の見解を示されたい。

#### ○答弁書

##### 一から三までについて

お尋ねの「法的な意味」、「法的な関係」及び「法的にどのような意味か」の意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法第二条は、「皇位は、世襲のもの」とするほかは、皇位の継承に係る事項については、「国会の議決した皇室典範」すなわち法律で適切に定めるべきであるということを規定しているものと解される。一般に、ある法律の特例や特則を別の法律で規定することは法制上可能であることを踏まえると、同条に規定する「皇室典範」には、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）のみならず、その特例や特則を定める別法も含み得ると考えられる。すなわち、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）は、皇室典範と一体を成すものとして、同条にいう「皇室典範」に含まれるものであり、天皇の退位等に関する皇室典範特例法附則第三条によって追加される皇室典範附則第四項は、その旨を明記して確認するものである。

他方、憲法第九十六条第二項の「一体を成すものとして」とは、憲法改正が、日本国憲法の一部としてそれと同じ形式的効力をもつことを確認する趣旨であると解される。

##### 四について

国権の最高機関である国会を構成する、全国民を代表する選挙された議員で組織された衆議院及び参議院の議長及び副議長が中心となり、各政党・各会派による議論を経て平成二十九年三月十七日に取りまとめられ

た「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ（以下「議論のとりまとめ」という。）において、「今上天皇の退位に至る事情等に関する規定に盛り込むべき事項」として、「今上天皇の象徴天皇としての御活動と国民からの敬愛」等の事項が挙げられているところであり、天皇の退位等に関する皇室典範特例法第一条の規定は、この議論のとりまとめを厳粛に受け止め、その内容を忠実に反映させて立案したものである。

**【4】 ○質問主意書**

政府は、平成二十八年八月八日の象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第三条との関係についてどのように考えているか、見解を示されたい。

**○答弁書**

お尋ねの「憲法第三条との関係」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

**【5】 ○質問主意書**

政府は、平成二十八年八月八日の象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第四条第一項との関係についてどのように考えているか、見解を示されたい。

**○答弁書**

お尋ねの「憲法第四条第一項との関係」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

**【6】 ○質問主意書**

「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」及び天皇の退位特例法案と憲法第三条及び第四条との関係に関する質問主意書

平成二十八年八月八日の「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」及び内閣による天皇の退位等に関する皇室典範特例法案の国会提出が、「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」と定める憲法第三条及び「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」と定める憲法第四条との関係で問題がないとする政府の見解の趣旨について、分かりやすく説明されたい。

**○答弁書**

平成二十八年八月八日の「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」は、これまでの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となるというお気持ちが発せられたものであり、憲法第三条又は第四条との関係で問題はないものと考えている。また、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）については、平成二十九年三月十七日に取りまとめられた「天皇の退位等についての立法府の

		対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を厳粛に受け止め、その内容を忠実に反映させて、法律案を立案したものであり、この法律案を国会に提出したことは、憲法第三条又は第四条との関係で問題はないものと考えている。
テロ等準備罪（共謀罪）	第193回国会衆議院法務委員会 平成29年4月28日	<p>○吉田（宣）委員 OECD諸国の中で準備行為と組織的犯罪集団というような限定を加えている国はないということですが、オプションとして準備行為を付加すること及び主体を限定すること、それは犯罪の範囲を狭めていることとなります。したがって、他の国と比べれば、恐らくそれだけテロ等準備罪というのは謙抑的、抑制的、人権にできる限り配慮した法律のたてつけになっているのだろうというふうな理解をしたいと思います。</p> <p>このように非常に抑制的なたてつけをしている法律であろうと思いますけれども、いまだに、思想、良心の自由というものを侵害する違憲立法であるというような御意見も聞かれるところでございます。先日お越しくくださった参考人のお一人の方も、そのような趣旨のことをおっしゃっておったようでございます。では、金田大臣、憲法にかかわる大切なことなので御答弁いただきたいんですけども、この法律、テロ等準備罪は思想、良心を処罰の対象とするものなののでしょうか。お聞かせいただければと思います。</p> <p>○金田国務大臣 お答えをいたします。</p> <p>テロ等準備罪におきましては、犯罪遂行の計画行為及びこれに基づく実行準備行為という行為を処罰するものでありまして、人の内心や思想、良心を処罰するものではありません。</p> <p>かつての組織的な犯罪の共謀罪におきましては、国会審議等において、内心が処罰されることとなるなどの不安や懸念が示されたわけでありまして。この指摘を重く受けとめて真摯に検討を重ねた結果、今回提出いたしました法案のテロ等準備罪におきましては、犯罪の計画行為に加えて実行準備行為があつて初めて処罰の対象とするということによりまして、人の内心や思想、良心を処罰するものではないことについても一層明確にするとともに、処罰範囲も限定したものであります。</p> <p>このように、テロ等準備罪は、人の内心や思想、良心を処罰するものでないことは明らかでありまして、国民の不安や懸念を払拭できる内容になっているものと考えております。</p>
特定秘密保護法施行による国民の知る権利への影響	<p>【1】 第187回国会参議院予算委員会 平成26年11月4日</p> <p>【2】 内閣官房「特定秘密保護法Q&amp;A」平成26年11月14日</p> <p>【3】 内閣官房特定秘密保</p>	<p>【1】 ○仁比聡平君 いえいえ、もう防衛大臣の言い分は聞きましたから。</p> <p>キャンプ・シュワブの埋立て、辺野古の新基地計画、これが巨大な基地となつてこうした内陸部も含めた半永久化する基地になるのではないかと、これ重大な政策に関わる問題ですよ。これを地元にも国会にも明らかにせずに進めていくなんというふうなことは絶対に許されません。</p> <p>今日ここまで聞いても、あれこれ言つて答えようとされないわけですけど、私はその姿勢に、これまで自民党政治が安保の秘密、日米同盟の秘密をいかに秘密にしてきたのか、それが表れていると思います。今でさえ都合の悪いことは隠す、その上、特定秘密保護法が施行されたらどうなるか。特定秘密保護法の恐るべき核心は、政府が保有する膨大な情報の中から特定秘密を恣意的に指定し、国民には何が秘密かも秘密にされてしまうところにあります。</p> <p>上川大臣にお尋ねしたいと思うんですけども、一年前、秘密が恣意的に指定されるのではないかと、都合の</p>

護法施行準備室「特定秘密の保護に関する法律逐条解説」平成 26 年 12 月 9 日

悪い情報が政府によって秘密にされるのではないかと国民の批判が沸騰いたしました。当時、森まさこ担当大臣でしたけれども、しっかりとした外部のチェック体制を導入するから大丈夫だといった答弁を繰り返されました。今度の十月の閣議決定でそのチェック体制をつくったということですね。

○国務大臣（上川陽子君） 特定秘密保護法につきましては、委員御指摘のとおり、国民の皆様の間に懸念や不安があるということ踏まえまして、その運用の適正を確保するために、政令や運用基準におきまして二重三重の仕組みを構築したところでございます。

まず、特定秘密の指定についてでございますが、指定をされる行政機関を政令で十九に限定したところでございます。また、特定秘密に指定できる事項につきましては、法律に列挙された四分野であります防衛、外交、スパイ防止、そしてテロ防止というところに係る二十三項目に限られていたところでございますが、運用基準におきまして、この指定できる事項の具体的細目として五十五項目を示すとともに、この必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って指定するという大原則を示したところでございます。

加えて、運用基準におきましては、この拡張解釈を禁止すること、そして基本的人権、特に国民の知る権利の尊重、さらには公文書管理法及び情報公開法等の適正な運用についても規定したところでございます。さらに、法律の適正な運用を確保するために、政令で特定秘密の指定の検証、監察等を行う独立公文書管理監を設置をし、運用基準では通報制度も設けるなどしたところでございまして、法律の運用状況につきまして、国会報告、さらには公表ということになされることになっているところでございます。

こうした様々な重層的な仕組みによりまして、委員御指摘の恣意的な規定を阻止できる、防止できる制度となっているところと考えております。

## 【2】 Q 2. 国民の知る権利が侵害されませんか？

A. 特定秘密に指定される情報は、今までも秘密とされていた情報の一部であり、国民の知る権利は、これまでどおり、しっかりと確保されます。

➤ 特定秘密に指定されるのは、今までの秘密のうち、3要件（※1）を満たす情報のみ。国民の皆様に伝えるべき情報が特定秘密に指定されることはありません。

（※1）指定の3要件

- ① 法律や運用基準に規定された4分野55項目（Q3参照）に該当すること
- ② 公になっていないこと
- ③ 特に秘匿する必要があること

➤ 特定秘密保護法が施行されても、情報公開制度や公文書管理制度の枠組みは変わりません。

- ・ 誰でも情報公開請求することができます。
- ・ 歴史的な価値のある文書は、国立公文書館等できちんと保管・利用されます。

		<p>【3】第1項「この法律の適用に当たっては（中略）国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」本法は、○ その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である事項を特定秘密として指定し、厳正な保全措置を講ずること○ 特定秘密の漏えいの教唆罪や特定秘密を欺罔等により取得する行為を処罰することとしていることなどから、国民の権利利益の中でも、「国民の知る権利」、「報道の自由」及び「取材の自由」との関係で緊張関係が生じる可能性がある。特に、「報道の自由」は、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとにあることはいうまでもない」（最高裁昭和 44 年 11 月 26 日大法廷決定）とされ、国会においても、「真実を報道することは憲法 21 条で認める表現の自由に属する」（昭和 47 年 4 月 5 日衆議院予算委員会における高辻正巳内閣法制局長官）と答弁されており、報道の自由は憲法第 21 条の表現の自由の一環として位置付けられている。また、「取材の自由」についても、「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」（最高裁昭和 44 年 11 月 26 日大法廷決定）とされている。したがって、本法の罰則が拡張して解釈され、政府の保有する様々な情報を入手しようとする報道機関の正当な活動が制限されるようなことは許されるものではない。このため、本法には、「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と特に明記している。</p>
<p>佐藤外務副大臣の就任挨拶と憲法第 66 条第 2 項（文民条項）</p>	<p>【1】参議院議員小西洋之「佐藤外務副大臣の自衛隊員の「サービスの宣誓」を用いた就任挨拶が憲法違反等であることに関する質問に対する答弁書」平成 29 年 12 月 8 日質問</p> <p>【2】参議院議員小西洋之「佐藤外務副大臣の「サービスの宣誓」による就任挨拶が文民条項に反すること</p>	<p>【1】○質問主意書</p> <p>佐藤正久外務副大臣は、本年十二月五日の参議院外交防衛委員会での就任の挨拶において「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える決意であります。」と述べ、十二月七日の同委員会においてこの挨拶の内容について「外務副大臣として国民の負託に応え、その職務を全うするという私の基本的姿勢、これを述べたもの」と答弁している。</p> <p>これについて、以下質問する。</p> <p>一 佐藤外務副大臣の挨拶の文言は、自衛隊法第五十二条の自衛隊員の「サービスの本旨」及び同法第五十三条の自衛隊員の「サービスの宣誓」から引用されたものと理解してよいか。</p> <p>二 佐藤外務副大臣は「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える決意であります。」との文言のうち、「事に臨んで」、「危険を顧みず」、「身をもって」、「責務の完遂に務め」、「もって国民の負託に応える」との文言のそれぞれについて、外務省設置法上の外務省の所掌事務との関係で具体的にどのような事務を念頭において発言したのか、その各々について具体的に説明されたい。</p> <p>三 佐藤外務副大臣の挨拶の文言「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える」は、自衛隊法第五十二条により武人である自衛隊員の「サービスの本旨」とされ、かつ、同法第五十三条によって全ての自衛隊員となる者に対して「サービスの宣誓」として宣誓が義務付けられているもので</p>

に関する質問主意  
に対する答弁書」平成  
30年5月11日

ある。一方、憲法第六十六条第二項の文民条項の政府解釈では、これは国政が武断政治に陥ることを防ぐ趣旨であり、武力組織に属する自衛隊員は武人であって国務大臣になることは違憲とされている。そうだとすると、元自衛隊の指揮官である佐藤外務副大臣は、武力組織の「服務の本旨」をもって外交を司るとの決意を述べ、かつ、それを外務副大臣の職務の基本的姿勢とするとしたのであるから、明確にこの文民条項の趣旨に違反するのではないか。

四 憲法第六十六条第二項の文民条項の趣旨は国政が武断政治に陥ることを防ぐためとされているところ、自衛隊指揮官の経歴を有する佐藤外務副大臣が武人である自衛隊員の「服務の本旨」の当該内容をもって外務副大臣の職務の基本的姿勢とすること自体が、まさに国政を武断政治に陥らせていることになるのではないか。

五 前記「三」において、武人である自衛隊員の「服務の本旨」の当該内容を武力紛争を阻止することを任務とする外交政策を司る外務副大臣の職務の基本的姿勢とすることは外務省設置法に違反するのではないか。

六 佐藤外務副大臣は即刻当該挨拶を撤回した上で、即刻自ら辞職するか、あるいは、内閣として佐藤外務副大臣の当該挨拶を撤回させた上で佐藤外務副大臣を即刻罷免すべきではないか。

#### ○答弁書

##### 一から六までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の本年十二月五日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の発言は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）に基づく服務の宣誓として行ったものではなく、外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものであると承知しており、「武力組織の「服務の本旨」をもって外交を司るとの決意を述べ」、「国政を武断政治に陥らせている」等の御指摘は当たらない。

#### 【2】 ○質問主意書

政府は、「参議院議員小西洋之君提出佐藤外務副大臣の自衛隊員の「服務の宣誓」を用いた就任挨拶が憲法違反等であることに関する質問に対する答弁書」（内閣参質一九五第四七号 平成二十九年十二月十九日）において、佐藤外務副大臣による「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える決意であります。」との就任挨拶について「本年十二月五日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の発言は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）に基づく服務の宣誓として行ったものではなく、外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものである」としているが、外務副大臣である佐藤氏が自衛隊法に基づく服務の宣誓を行う立場にないことは当然のことであり、憲法第六十六条第二項の文民条項の趣旨は国政が武断政治に陥ることを防ぐためとされているところ、自衛隊指揮官の経歴を有する佐藤外務副大臣が武人である自衛隊員の「服務の本旨」の内容をもって外務副大臣の職務の基本的姿勢とすること自体が、まさに文民条項の趣旨に反し国政を武断政治に陥らせ

		<p>ていることになるのではないか。</p> <p>○答弁書 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の平成二十九年十二月五日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の発言については、先の答弁書（平成二十九年十二月十九日内閣参質一九五第四七号）一から六までについてでお答えしたとおりであり、「文民条項の趣旨に反し国政を武断政治に陥らせていることになる」との御指摘は当たらない。</p>
<p>会計検査院の集团的自衛権行使に関する支出が憲法に違反しないかについての合規性の観点における検査</p>	<p>【1】第185回国会参議院決算委員会 平成25年11月25日</p> <p>【2】第189回参議院決算委員会 平成27年4月20日</p> <p>【3】第193回国会参議院予算委員会 平成29年3月8日</p> <p>【4】第193回国会参議院外交防衛委員会 平成29年4月6日</p> <p>【5】第193回国会参議院決算委員会 平成29年5月15日</p> <p>【6】「集团的自衛権行使に関する支出に対する検査結果に係る会計検査院の見解」会計検査院 平成29年12月15日</p>	<p>【1】○小西洋之君・・・会計検査院の検査にはこうした経済性といった観点からの検査のほかに、そもそも役所が日本国憲法の下その法体制、我が国のその法規範をしっかりと守っているのか、そうした合規性の観点からの検査もごさいます。</p> <p>会計検査院法二十条三項でございませけれども、会計検査院の院長に御質問をいたします。仮に、仮にですけれども、我が国のどこかの役所が憲法に違反するような支出を行っていた場合、それはこの二十条三項の合規性の観点から検査院の検査の対象になるのでしょうか。</p> <p>○会計検査院長（河戸光彦君） 仮に憲法に違反する行政の支出があった場合は、合規性の観点からの検査対象となり得ると考えております。</p> <p>【2】○会計検査院長（河戸光彦君） 一般論といたしまして、合規性の観点からの検査に当たりましては、関係法令等を所管している府省の見解を聴取したり、関係する判例等の内容を検討したりするなどした結果、会計検査院として、誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなされていると判断される場合には、合規性の観点から指摘することもあり得ると考えております。これは、行政の支出が憲法違反か否かについて検討する場合であっても同様であると考えております。</p> <p>【3】○会計検査院長（河戸光彦君） 会計検査院は、会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行っております。また、検査においては、合規性、経済性等の多角的な観点から検査を行うこととしております。</p> <p>委員お尋ねの点は、特定の法律が憲法に抵触するかと密接に関わる問題であると認識しております。そして、特定の法律が憲法に抵触するかにつきましては、国の収入支出の決算や法律に定める会計ではございませんことから、会計検査院はこれ自体を検査し指摘する立場にないことを御理解いただければと思います。また、委員お尋ねのような印刷物の発注などに関するこれまでの検査では、受領検査が十分でないなどのために契約に定める仕様どおりの成果物が納品されていないなどの事態を指摘してきたところでございません。これまでのところ、成果物の記載に基づいて当該成果物に係る会計経理を指摘した例はございません。いずれにいたしましても、お尋ねの支出につきましては、委員の問題意識も踏まえながら適切に検査を実施してまいりたいと考えております。</p>

**【4】 ○説明員（腰山謙介君） お答えいたします。**

会計検査院は、会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行っております。また、検査においては、合規性、経済性等の多角的な観点から検査を実施しております。

委員お尋ねの点でございますが、特定の法律やその解釈等が憲法に抵触するかにつきましては、国の収入支出の決算や法律に定める会計ではございませんことから、会計検査院はこれ自体を検査し指摘する立場にはないことを御理解いただければと思います。

その上で、一般論として、合規性の観点からの検査に当たっては、関係法令等を所管している各府省の見解を聴取したり、関係する判例等の内容を検討したりするなどした結果、会計検査院として、誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなされていると判断される場合には、合規性の観点から指摘することもあり得ると思います。

いずれにいたしましても、委員お尋ねの支出につきましては、委員の問題意識も念頭に置きながら、適切に検査を実施してまいりたいと思います。

**【5】 ○会計検査院長（河戸光彦君） 三月八日の予算委員会におきまして、内閣法制局の執務資料、防衛白書、内閣官房のホームページに係る支出の検査につきまして委員から御質問がございました。**

これに対しまして、私から、委員お尋ねの点は、特定の法律が憲法に抵触するかと密接に関わる問題であると認識しております、そして、特定の法律が憲法に抵触するかにつきましては、国の収入支出の決算や法律に定める会計ではないことから、会計検査院はこれ自体を検査し指摘する立場にはないことを御理解いただきたいことなどを申し上げました上で、委員お尋ねの支出については、法律の規定に基づき、合規性の観点からも検査を実施してまいりたいと答弁したところでございます。

検査の結果として国会に報告すべき事態があった場合には、国会に報告することになると考えております。

**【6】**

議員が3月8日の予算委員会で取り上げた支出（内閣法制局の執務資料、防衛白書、内閣官房のホームページに関する支出）について、それらが憲法に違反する平和安全法制の内容説明等のためのものであって、合規性の観点からみて憲法に違反する支出ではないかという議員の問題意識も踏まえて、政府見解について説明を受けるなどして検査を行った。

平和安全法制について、憲法に違反するという意見がある一方で、政府側は憲法に違反するものではないと説明していること、この点に関して最高裁判所の判断が示されていないことなどを踏まえると、会計検査院が上記の支出に係る成果物の内容について憲法に違反するか、違反しないかを判断することは、会計検査院が会計経理を離れて憲法判断を行うこととなるため適切ではないとの判断に至った。

<p>憲法改正原案の内閣による発議が可能であるとする閣議決定</p>	<p>【1】参議院議員小西洋之「内閣と憲法改正との関係に関する質問に対する答弁書」平成 29 年 5 月 8 日</p>	<p>【1】○質問主意書</p> <p>一 一般論として、内閣は国会に憲法改正の案を提出することができるのか、政府の見解を示されたい。</p> <p>二 前記一について、内閣が国会に憲法改正の案を提出することができるとする場合に、その案の内容について何らかの法的な限界があると考えるか、政府の見解を示されたい。</p> <p>○答弁書</p> <p>一及び二について</p> <p>お尋ねの「何らかの法的な限界」の意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法改正の原案を国会に提出することについては、憲法上、内閣は、憲法第七十二条の規定により、議案を国会に提出することが認められていることから可能であると考えている。</p>
<p>内閣総理大臣の改憲発言と憲法第 99 条（憲法尊重擁護義務）</p>	<p>【1】衆議院議員逢坂誠二「内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する再質問に対する答弁書」平成 29 年 2 月 1 日</p> <p>【2】参議院議員小西洋之「国務大臣の改憲発言及び内閣の憲法改正原案の国会提出と立憲主義等の関係に関する質問に対する答弁書」平成 30 年 5 月 11 日</p>	<p>【1】○質問主意書</p> <p>先般提出した「内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する質問主意書」（質問第一六号）に対する答弁書（内閣衆質一九三第一六号。以下「答弁書」という。）の内容に疑義があるので、以下質問する。</p> <p>一 平成二十九年一月二十日の第百九十三回国会の施政方針演説における安倍総理の発言は、答弁書でいう「国会に対して議論を呼び掛ける」のではなく、さらに踏み込んだ「憲法審査会で具体的な議論を深めようではありませんか」と行政府の長である内閣総理大臣が立法府に対して憲法改正に関する議論を促すものであると受け止めているが、この点、政府はどのような認識を持っているのか。見解を示されたい。</p> <p>二 答弁書でいう「国会に対して議論を呼び掛けることは禁じられているものではなく、三権分立の趣旨に反するものではないと考えている」ということの意味は、安倍総理の当該発言には何ら政治的な拘束力はなく、「政治上の見解」の「説明を行」ったに過ぎず、一定の効果を持つ政治意思の表明ではなかったと理解して良いか。</p> <p>三 二に関連して、安倍総理の当該発言は「国会議員の中から指名された内閣総理大臣」の発言であること、「三権分立の趣旨に反するものではない」ことが答弁書で明示されており、一定の政治上の効果を国会に与えることを意図しているものではないのか。見解を示されたい。</p> <p>四 日本国憲法第九十九条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」との規定によって、総理大臣には日本国憲法を遵守し尊重する義務があると認識しているが、政府の見解を明らかにされたい。</p> <p>五 総理大臣が憲法改正を主張するのは、日本国憲法第九十九条の規定に反すると思われるが、政府の見解を示されたい。</p> <p>六 総理大臣が国会に対して、単に憲法に関する議論を促すのではなく、憲法の改正についての議論を促すことは、日本国憲法第九十九条の義務に反すると思われるが、政府の見解を示されたい。</p>

○答弁書 一について

御指摘の「さらに踏み込んだ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の発言は、先の答弁書（平成二十九年一月三十一日内閣衆質一九三第一六号。以下「前回答弁書」という。）一及び二についてでお答えしたとおり、国会に対して議論を呼び掛けたものと認識している。

二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにしても政府としては、前回答弁書一及び二についてでお答えしたとおり、議院の会議又は委員会において、憲法第六十七条の規定に基づき国会議員の中から指名された内閣総理大臣が、憲法に関する事柄を含め、政治上の見解、行政上の事項等について説明を行い、国会に対して議論を呼び掛けることは禁じられているものではないと認識している。

四から六までについて

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

【2】○質問主意書

一 政府は憲法第九十九条の解釈について「憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。」としているが、憲法第九十九条では国会議員及び国務大臣の憲法尊重擁護義務を定める一方で、憲法改正手続を定めた憲法第九十六条においては国会議員が構成する国会のみに憲法改正の発議権を付与しているのであるから、安倍総理などの国務大臣が「憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張すること」は、憲法第九十九条で禁止されている、あるいは、同条に定める憲法尊重擁護義務と矛盾すると解すべきではないのか。政府の見解を示されたい。

二 政府は憲法第九十九条の解釈について「憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。」とする一方で、立憲主義について「立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方」としているところ、憲法第九十九条では国会議員及び国務大臣の憲法尊重擁護義務を定めるとともに憲法第九十六条で国会議員が構成する国会のみに憲法改正の発議権を付与しているのであるから、安倍総理などの国務大臣について「憲法の定める改正手続による憲法改正について検

		<p>討し、あるいは主張することを禁止」されていないとの政府の憲法第九十九条の解釈は、国務大臣に対して憲法に定められていない権能を認めるものであり、立憲主義の観点から不適切な見解ではないか。</p> <p>三 憲法第九十九条においては国会議員及び国務大臣の憲法尊重擁護義務を定める一方で、憲法改正手続を定めた憲法第九十六条においては国会議員が構成する国会のみに憲法改正の発議権を付与しているのであるから、政府による「憲法改正の原案を国会に提出することについては、憲法上、内閣は、憲法第七十二条の規定により、議案を国会に提出することが認められていることから可能であると考えている。」との見解は、内閣を構成する国務大臣が憲法に不備があるとしてその改正を実現するために行動することを許容するものであり、憲法第九十九条の定める国務大臣の憲法尊重擁護義務に反する見解になるのではないか。</p> <p>四 政府は「憲法改正の原案を国会に提出することについては、憲法上、内閣は、憲法第七十二条の規定により、議案を国会に提出することが認められていることから可能であると考えている。」との見解を示す一方で、立憲主義について「立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方」としているところ、憲法第九十九条では国会議員及び国務大臣の憲法尊重擁護義務を定めるとともに憲法第九十六条で国会議員が構成する国会のみに憲法改正の発議権を付与しているのであるから、「憲法改正の原案を国会に提出することについては、憲法上、内閣は、憲法第七十二条の規定により、議案を国会に提出することが認められていることから可能であると考えている。」との政府の見解は、内閣に対して憲法に定められていない権能を認めるものであり、立憲主義の観点から不適切な見解ではないか。</p> <p>○答弁書 一から四までについて 憲法第九十六条第一項の規定により、憲法改正を発議して国民に提案する権能は国会にあるが、内閣は、憲法第七十二条の規定により、議案を国会に提出することが認められていることから、憲法改正の原案を国会に提出することが可能であると考えている。 その上で、政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている</p>
<p>特定秘密保護法に基づき秘密指定された書類が会計検査院に提供されない可能性</p>	<p>第 190 回参議院決算委員会 平成 28 年 5 月 23 日</p>	<p>○又市征治君 次に、会計検査院への特定秘密の提供に関する政府の統一見解について伺ってまいります。私はこの問題について本委員会でも一月にも質疑したんですが、その際、河戸検査院長は、特定秘密保護法によって資料の提出を拒まれる懸念があったので条文の修正を求めたが、内調から、秘密事項の提供に関する取扱いは特定秘密保護法の施行により変化がないと説明を受けたと答弁をされた。また、田中政府参考人は、特定秘密を検査院に提出することになる場合は検査官も適性評価を受ける対象になるのかという私の問いに対して、特定秘密保護のための措置を講ずること等の要件を満たしているかを確認し、特定秘密を提供することにな</p>

る、こう答弁をしました。

そこで伺いますが、二月の衆議院予算委員会に示された特定秘密の提供に関する政府の統一見解の内容、このことについて御説明いただきたい。また、検査院はこの政府統一見解をどのように評価されているのか。それぞれお答えいただきたいと思います。

○国務大臣（岩城光英君） お答えをいたします。

二月の十二日及び二十四日、二回にわたりまして政府統一見解を出させていただいておりますが、その二つの内容でよろしいですか。

二月十二日の統一見解でありますけど、これは、特定秘密保護法第十条第一項第一号の場合における特定秘密の提供は、会計検査院を含む全ての相手方について、行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとときに限り行われるとされます。

特定秘密の提供には同号が一般的に適用されます。その上で、会計検査院の検査に必要な資料の提供を法第十条第一項第一号に沿って検討する際に、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたととき。」という同号の限定が具体的に適用され、その結果、特定秘密の提供が行われないことはおよそ考えられない、こういった趣旨でございます。（発言する者あり）よろしいですか、それだけで。

○会計検査院長（河戸光彦君） 政府統一見解によりますと、会計検査院の検査に必要な資料の提供を特定秘密保護法第十条第一項第一号に沿って検討する際に、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたととき。」という同号の限定が具体的に適用され、その結果、特定秘密の提供が行われないことはおよそ考えられないとのことでございます。

したがいまして、検査に必要があるとして会計検査院が要求した場合には、各行政機関から特定秘密が適切に提供されると考えております。

○又市征治君 私は、今運用の問題を聞いているんじゃないんですね。この政府の統一見解は、つまり、法第十条第一項は会計検査院に対しても適用される、行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとときに限り提供すると、こういうことなんですよ。

一方で、憲法第九十条第一項は、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」と規定をしており、これを受けて検査院法第二十六条は、「検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。」と、こう規定をしているわけですね。

こう見ると、憲法よりも下位の法規範である特定秘密保護法によって、憲法上定められた会計検査院の検査権限を制限をする、こういうことにその政府見解はなるんじゃないのか、それはまさに憲法第九十条及び九十八条第一項に照らして違憲無効ではないのか、このことを実は今問うているわけです。その点について、総理、どのようにお考えでしょうか。

		<p>○国務大臣（岩城光英君） 憲法第九十条と会計検査院法第二十六条に関わるおたただしでございます。</p> <p>政府は憲法上の会計検査院の役割の重要性については十分に認識しておりまして、会計検査院への秘密事項の提供に関する取扱いについては、特定秘密保護法の施行により従来と何らの変更が生ずるものではないということでございます。</p> <p>すなわち、会計検査院の検査に必要な資料の提供は、公益上特に必要と認められる業務を行う者への特定秘密の提供を定める法第十条第一項第一号を根拠として行われるところであり、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り提供されるという限定が法文上適用されることとなるものの、実際にこの規定により特定秘密の提供が行われないうことは実務上およそ考えられません。御指摘の政府統一見解はこの趣旨を述べたものであります。</p> <p>それで、従来の取扱いと何ら変更がないことにつきましては、内閣官房におきまして、一昨年十二月の法の施行前に、法の逐条解説に関する資料において各行政機関に通知し、さらに昨年末、改めて関係行政機関に徹底したところでございます。</p> <p>このように、特定秘密保護法の施行により特定秘密であることを理由として検査上の必要があるとして求められた資料の提出がなされないという問題は生じないものと考えておりまして、憲法第九十条に違反するものではないと、そのように考えております。</p>
<p>いわゆる教科書検定基準において、「政府の統一的な見解…に基づいた記述がされている」ことが求められていることについて</p>	<p>衆議院議員落合貴之「教科書検定と憲法論に関する質問に対する答弁書」平成29年12月6日</p>	<p>○質問主意書</p> <p>第四十八回衆議院議員選挙投開票日の平成二十九年十月二十二日に放送された日本放送協会の開票速報番組において、安倍総理大臣は、憲法第九条に自衛隊について規定するとの考え方に関して、「私は本当に、この北朝鮮の脅威に対して、二十四時間、三百六十五日頑張っておられる、また災害では命がけで頑張っておられる、自衛隊の皆さんについてですね、教科書に違憲も、違憲論も載っている状況を、一日も早く、なくすべきだろうと、こう考えたわけでありまして。」と発言している。</p> <p>また、平成二十九年十一月二十一日の参議院本会議における、安倍総理大臣の所信表明演説に対する民進党代表の大塚耕平参議院議員の代表質問中、憲法と自衛隊の関係についての質問への答弁の中で「近年の世論調査でも、自衛隊は合憲と言い切る憲法学者は二割にとどまり、多くの教科書に合憲性に議論がある旨の記述があるという状況があります。自衛隊員たちに、君たちは憲法違反かもしれないが、何かあれば命を張ってくれというのは余りにも無責任であります。そうした議論が行われる余地をなくしていくことは、私たち世代の責任ではないかと考えております。」と発言している。</p> <p>さらに、平成二十九年十一月二十七日の衆議院予算委員会の質疑において、立憲民主党の長妻昭衆議院議員の、自衛隊を憲法第九条に位置付けて書き込むことに関する質問に対し、「教科書についても、違憲の疑いについての記述がほとんどの教科書に載っているところございまして、自衛隊員のお子さんたちもこの教科書で勉強しているわけでございます。ある自衛官から聞いたのでありますが、お子さんから、お父さん違憲なの、こう言われたことに胸を切り裂かれる思いだったと言われていた話を私は聞いたことがあるわけでございます。そうした中において、この緊迫する北朝鮮情勢、安全保障情勢が厳しくなる中において、三百六十五日</p>

二十四時間、国民の命を守るために精励している諸君たちが、あるいは災害があれば、まさに国民の命を守るために、自らの危険を顧みず現場に飛び込んでいく自衛官たちに対して、違憲、合憲という議論が残っている、これをなくしていくことが私たち世代の責任ではないか、このように考えたところでございます。」と答弁している。

当方で調査した全ての義務教育諸学校教科書又は高等学校教科書（いずれも現在採用されているもの。以下、「教科書」という。）においては、憲法と自衛隊の位置付けについては違憲である又は違憲の疑いがあるとの見解と、合憲であるとの見解が共に記述されている。

政府においては、平成二十六年一月十七日に義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準を改訂し、「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述とする」という新たな項目が追加された。

そこで、以下質問する。

一 自衛隊について違憲であることのみを記述している教科書は存在するのか。具体的な記述と併せて示されたい。

二 教科書において、自衛隊に関し違憲とする見解及び合憲とする見解が共に記述されている場合であっても、これを無責任である、又はなくすべきであるとするのか。

三 教科書において自衛隊が違憲である又は違憲の疑いがあると記述されていることが、自衛隊や自衛隊員の立場を貶めたり危うくしたりしているという事実はあるのか、示されたい。

四 義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の改訂において、「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述とする」との項目を追加した趣旨如何。

五 教科書において、憲法における自衛隊の位置付けに関し、政府の見解と異なる記述がある場合の政府の対応如何。

○答弁書

一について

現在使用されている教科用図書であって御指摘の「自衛隊について違憲であることのみを記述している」ものは存在しない。

二、四及び五について

御指摘の義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第百六十六号）については、平成二十六年一月十七日に、教科用図書を児童生徒の多面的・多角的な考察に資するものとする趣旨から、それぞれ、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」との規定を加える改正を行ったところである。

		<p>その上で、お尋ねの「無責任である、又はなくすべきである」及び「政府の見解と異なる記述がある場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現在使用されている教科用図書は、いずれも、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準に照らし、教科用図書検定調査審議会の専門的な調査審議により教科用図書として適切であると判断され、検定に合格となったものである。</p> <p>三について お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。</p>
<p>伊勢神宮への参拝告知による政教分離原則違反</p>	<p>衆議院議員逢坂誠二 「安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問に対する答弁書」平成30年1月22日</p>	<p>○質問主意書 平成三十年一月四日、首相官邸のLINEの公式アカウントで安倍総理は、「安倍晋三です。伊勢神宮に向かう道中、新幹線から美しい富士山が見えました」（「本発言」という。）と発信している。 静粛な環境の下、歴代の総理大臣が年頭にあたり伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容されていると考えられるものの、その行動を首相官邸のLINEの公式アカウントで告知することは、伊勢神宮の活動に関する助長、促進につながるものとする。</p> <p>このような観点から、以下質問する。</p> <p>一 歴代の総理大臣が年頭にあたり宗教施設である伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容されていると考えているのか。政府の見解如何。</p> <p>二 本発言が発信されることで、伊勢神宮への参拝者が増加し、特定の宗教施設の活動を援助、助長、促進するものではないのか。政府の見解如何。</p> <p>三 本発言をLINEで発信することは、「昭和四六（行ツ）六九 行政処分取消等」（最高裁判所大法廷判決昭和五十二年七月十三日）でいうところの、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」に該当し、日本国憲法第二十条に反するのではないか。政府の見解如何。</p> <p>四 静粛な環境の下、内閣総理大臣が年頭にあたり伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容されていると考えられるものの、その行動を事前に、首相官邸のLINEの公式アカウントで告知することは、伊勢神宮の活動に関する助長、促進につながり、不適切ではないか。政府の見解如何。</p> <p>○答弁書 一について 内閣総理大臣が私人としての立場で行う伊勢神宮参拝については、政府として立ち入るべきものではないことから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。</p> <p>二から四までについて お尋ねの「発信」又は「告知」は、それ自体宗教的意義をもつ行為ではなく、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなこともないことが明らかであることから、「日本国憲法第二十条に反する」及び「不適切」との御指摘は当たらないと考えている。</p>

裁量労働制の異常  
値データ及び高度  
プロフェッショナル  
制度の導入と生存  
権（憲法 25 条）

【1】参議院議員小西  
洋之「憲法第二十五  
条及び労働基準法  
第一条と適合する  
ための「高度プロフ  
ェッショナル制度」  
の立法事実の有無  
等に関する質問に  
対する答弁書」平成  
30 年 5 月 11 日

【2】参議院議員小西  
洋之「憲法第二十五  
条及び労働基準法  
第一条と適合する  
ための「高度プロフ  
ェッショナル制度」  
の立法事実の有無  
等に関する再質問  
に対する答弁書」平  
成 30 年 7 月 31 日

【1】○質問主意書

一 労働基準法第一条に定める「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」の趣旨について、同条が「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定める憲法第二十五条とどのような関係にあるかを明らかにしつつ、具体的に説明されたい。  
二 安倍総理は本年三月二日の参議院予算委員会において「今回の裁量労働制の議論に関連して、厚生労働省のデータに疑義があるとの指摘を受け、精査せざるを得ない事態となったことは重く受け止めております。

（中略）裁量労働制については今回の改正から全面削除し、実態について厚生労働省においてしっかりと把握し直すこととし、その上で議論をし直すという判断を行ったところであります。」と答弁しているところであるが、調査データに疑義がある以上、政府が企図していた企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大と、労働基準法第一条に定める「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」及び憲法第二十五条に定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の趣旨との適合性については、政府としては判断し得ない状態にあると理解してよいか。現時点においても当該対象業務の拡大が労働基準法第一条や憲法第二十五条の趣旨に適合しうるものであると判断する場合はその根拠を示されたい。

三 政府はいわゆる働き方改革法案において「高度プロフェッショナル制度」の創設を盛り込んでいるところであるが、当該制度の対象業務となる労働者における、①過労死基準を超える長時間の残業、②所定の退勤時刻より早期に仕事が終了した日数、③残業時間に応じた残業代を得ているかどうかなどの労働条件の実態について、有意な統計に基づく等の制度の合理性を裏付けるための調査を行っているのか。行っている場合は、その調査の事業名、調査手法、調査結果等について説明されたい。また、その調査について、先にデータに疑義があるとされた裁量労働制に関する調査との異同についても説明されたい。

四 前記三について、仮に政府が「高度プロフェッショナル制度」に関して制度の合理性を裏付けるに足る調査を行っていない、あるいは、その調査データに疑義があるのであれば、当該制度が労働基準法第一条に定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」か否かを判断する根拠を政府は有していないこととなり、当該制度は同法第一条に違反し得るものであるとともに、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定める憲法第二十五条を潜脱するものとなるのではないか。政府の見解を示されたい。

○答弁書

参議院議員小西洋之君提出憲法第二十五条及び労働基準法第一条と適合するための「高度プロフェッショナル制度」の立法事実の有無等に関する質問に対する答弁書

一について

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一条第一項の労働条件の原則は、憲法第二十五条第一項とその趣旨を同じくするものと考えている。

二について  
お尋ねの労働基準法第三十八条の四の改正については、労働政策審議会における公労使の議論を経て答申されたものであり、憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものであると考えている。

三及び四について  
お尋ねのいわゆる高度プロフェッショナル制度については、新しい制度であるため、御指摘のような調査を行うことは困難であるが、労働政策審議会における公労使の議論を経て答申されたものであり、憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものであると考えている。

【2】 ○質問主意書

一 政府は、「参議院議員小西洋之君提出憲法第二十五条及び労働基準法第一条と適合するための「高度プロフェッショナル制度」の立法事実の有無等に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一九六第九六号）において、「お尋ねの労働基準法第三十八条の四の改正については、労働政策審議会における公労使の議論を経て答申されたものであり、憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものである」と答弁しているが、政府が「憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものである」と考える根拠とする「労働政策審議会における公労使の議論」に関する労働政策審議会の会議録の内容を具体的に示されたい。

二 政府は、同答弁書において、「お尋ねのいわゆる高度プロフェッショナル制度については、新しい制度であるため、御指摘のような調査を行うことは困難であるが、労働政策審議会における公労使の議論を経て答申されたものであり、憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものである」と答弁しているが、政府が「憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものである」と考える根拠とする「労働政策審議会における公労使の議論」に関する労働政策審議会の会議録の内容を具体的に示されたい。

三 前記一及び二について、労働政策審議会の会議録の内容が、労働基準法第一条第一項の労働条件の原則及び憲法第二十五条第一項との関係において、政府が企図していた労働基準法第三十八条の四の改正（企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大）及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律における高度プロフェッショナル制度の創設の立法事実たり得るものとする理由について、政府の見解を示されたい。

○答弁書

一から三までについて  
お尋ねの労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の四の改正及びいわゆる高度プロフェッショナル制度の創設については、第百十五回労働政策審議会労働条件分科会において「健康確保を図りつつ、労働者が創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備することによって、生産性の向上と

		<p>仕事と生活の調和を図る観点」から調査審議を進めていくこととされ、これを踏まえた労働政策審議会における公労使の議論を経て答申されたものであり、憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものであると考えている。</p> <p>これらに関する議論は、第百十五回から第百二十八回までの労働政策審議会労働条件分科会においてなされており、お尋ねについては、厚生労働省ホームページにおいて公開されている当該会議の議事録に記載されているとおりであります。</p>
<p>文科省が前川前事務次官の公立中学校での講演内容等の問い合わせ</p>	<p>林芳正文部科学大臣 記者会見 平成 30 年 3 月 16 日</p>	<p>記者)</p> <p>先月、名古屋市立の中学校で、文部科学省の前の事務次官だった前川喜平さんが講演なさったことについて、文科省の教育課程課がその内容や講演を実施した狙いなどについて調査をしている点ですが、調査をするということは、中学校が前川氏を呼んで授業をしてもらったということは適切だったとお考えでしょうか。</p> <p>大臣)</p> <p>お尋ねの報道の件につきましては、前文部科学事務次官という文部科学行政の事務方の最高責任者としての地位にあった方が、中学校という公教育の場で授業を行ったという事例だと承知をしております。前次官は、いわゆる天下り問題等に関わって、単に監督責任だけではなく、本人自身の違法行為により停職相当とされた方であるということは、皆様も御承知のとおりであります。このような事例につきまして、担当の初等中等教育局において、こうした背景も踏まえて、授業の狙いや内容、前次官を招いた経緯や理由など、今回の件が適切な教育的配慮の下で行われたものであったかどうかについて確認する必要があると考えて、教育委員会に対して質問を行ったと承知をしております。</p> <p>記者)</p> <p>関連の質問ですが、個別の中学校の授業に文科省が調べるということは日常的にあることではないと考えられますが、個別の授業に調査することで、学校現場を委縮させるという指摘もあります。大臣のお考えをお願いします。</p> <p>大臣) 先ほどの、不適切かどうかということに関して申し上げますと、校長先生は、前川氏の先ほど申し上げた事実関係について、御存じなかったということがわかっておりますので、こういうことを十分に調べることなく、学校の授業の講師として招いたことについては、必ずしも適切であったと言えず、もう少し慎重な検討が必要でなかったかと考えておりますが、法令に違反する事実は確認できていないということは先ほども申し上げたとおりでございます。これまでも、個別具体的な例を示すことは差し控えたいと思っておりますが、保護者や学校関係者からの問合せ、または行動等を契機として、例えば、学校の教育活動が法令に違反している、学習指導要領に違反するような教育内容となっている、特定の児童生徒に不当に不利益が及ぶような扱いがあるという可能性があるかと認められる場合に、文部科学省から教育委員会に対して個別の学校の教育活動について問合せをするということは、一般的にあることであると考えております。</p>
<p>国政調査権の妨害 (憲法 62 条)</p>	<p>【1】第 196 回 参 予 算委員会 平成 30 年</p>	<p>【1】 ○小西洋之君 まず、質問の冒頭に、今生じております森友学園に関する行政文書の改ざん事件について両大</p>

	<p>03月20日</p> <p>【2】第196回参-予算委員会 平成30年03月28日</p> <p>【3】第196回-参-本会議 平成30年03月28日</p> <p>【4】<u>参議院議員小西洋之「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する質問に対する答弁書</u> 平成30年6月15日</p> <p>【5】<u>参議院議員小西洋之「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する再質問に対する答弁書</u> 平成30年7月1日</p>	<p>臣の御見解を伺わせていただきたいと思います。</p> <p>この文書の改ざん事件でございますけれども、実は昨年の三月二日の参議院の予算委員会で、土地の売却等に関するその決裁文書を予算委員会に提出するように要求がございました。これは、憲法六十二条の国政調査権に基づき、国会法の百四条、そして参議院の先例に基づいて行われた国政調査権の行使そのものでございます。また、その後、三月六日に、会計検査院に対して、国会法百五条、これも憲法六十二条に基づく国政調査権の行使として会計検査院に対して検査要請がなされ、昨年の十一月、検査の報告書が参議院議長に提出されているものでございます。</p> <p>このように、今般の改ざん事件というのは、憲法及び国会法に基づく国政調査権、それに対して改ざん文書を予算委員会に提出し会計検査院に提出したわけでございますので、まさに三権分立における立法府の権限そのものを否定する、妨害し否定する暴挙でございます。</p> <p>憲法の六十六条には、内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負うと規定されております。両大臣は内閣を構成する閣僚でございますので、財務大臣の下で起きた、またあるいは内閣総理大臣の行政各部を指揮監督するという憲法七十二条。内閣総理大臣及び財務大臣の権限下で起きた事態とはいえ、内閣の閣僚の一員として、国会に対する問題としてどのような連帯の責任を感じているのかを伺わせていただきたいと思います。</p> <p>率直に両大臣に伺わせていただきますけれども、この度の事態は国政調査権を妨害し、国権の最高機関である立法府の在り方そのものを否定する暴挙であり、行政として断じて許されないことを犯してしまった、そうした認識にあるということでしょうか。</p> <p>それぞれ、河野大臣から先に答弁お願いいたします。</p> <p>○国務大臣（河野太郎君） 公文書の書換えというのは断じてあってはならないというふうに考えます。</p> <p>今回の問題につきましては、財務大臣の下、徹底的な調査が行われており、その対応をしっかり見守ってまいりたいと思っておりますが、外務省は外交文書始め機密文書の多い役所でございますので、機密の管理を含め、公文書の管理の在り方をしっかりと指導してまいりたいと思っております。</p> <p>○国務大臣（小野寺五典君） 財務省における決裁文書の書換えにつきましては、安倍総理も述べられているとおり、行政全体の信頼を揺るがしかねない事態であると考えております。</p> <p>いずれにしても、財務省は、検察による捜査に全面的に協力するとともに、事態の全容を明らかにするために徹底した調査が行われるものと承知をしております。</p> <p>なお、防衛省の文書管理について、昨年、南スーダンPKO日報問題に関し、国会からも厳しい御指摘を受けました。これを受け、情報公開、文書管理の再発防止策を着実に実施していきたいと思っております。今後とも、この問題に関しては真摯に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>今般の財務省の問題につきましては、他省の問題とすることなく、防衛省・自衛隊における情報公開、文書管理の重要性を改めて認識し職務に当たるよう、十二日、私から省内幹部に指示をしております。</p>
--	--	---

【2】○小西洋之君 安倍総理に伺います。

今、事務総長から答弁がありましたように、この予算委員会の三月二日の委員長の提出要求、そして会計検査院の検査は、共に憲法六十二条に基づく国会法百四条、百五条に依拠する、基づく国政調査権の行使でございます。

改ざん文書をそれに対して国会、会計検査院に提出した政府の行為は、国政調査権を妨害した行為だというふうに認識ございますでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 何回か申し上げておりますが、財務省の決裁文書を書き換えた問題におきましては、国民の皆様の政治に対する信頼を覆す、損ねる事態となっていることについて責任を感じております。

また、国会の御要請に対してそうした事実ではない文書を提出をしたことは大変な問題であり、行政の長としてその責任を感じているところでございます。

【3】○小西洋之君

そもそも、改ざんされた決裁文書は、昨年三月二日の本院予算委員会での民進党委員の要求を受け予算委員長より政府に提出要求がなされたものであり、この要求は、憲法六十二条に基づく国政調査権行使を定めた国会法百四条による本院先例によりなされたものであります。

さらに、森友学園への国有地売却等については、昨年三月六日に本院から同じく憲法六十二条に基づく国政調査権行使の手段として国会法百五条に基づき会計検査院に対して検査要請等がなされ、昨年十一月二十二日に会計検査院長から本院議長に、議長に対して報告書が提出されています。

すなわち、この度の政府による改ざん文書の国会及び会計検査院への提出は、憲法が国権の最高機関である立法府に付与した国政調査権の行使を妨害する違憲、違法の暴挙なのであります。

これは、三権分立の議会制民主主義、すなわち我が憲法の定める議院内閣制の存立の基盤そのものを破壊する蛮行なのであり、与野党の立場を超えて、立法府の存立のため、安倍内閣に対し即刻の総辞職を求めなければならないのであります。

【4】○質問主意書

財務省は平成三十年六月四日「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」（以下「本件報告書」という。）を公表した。これについて、質問する。

- 一 本件報告書の「Ⅵ. 一連の問題行為の総括」の「(2) 一連の問題行動の評価」として、三十八頁に、「① 国権の最高機関である国会への対応として、上記のような決裁文書の改ざん作業を行い、改ざん後の文書を提出したことは、あってはならないことであり、不適切な対応だったと言わざるを得ない。」との記述がある。この「不適切な対応」とは具体的にどのような意味か。また、平成三十年三月二十八日の参議院予算委員会において参議院事務総長が、決裁文書の提出要求は「参議院委員会先例二八一、報告又は記録の提出要

求に関する例に基づき、憲法六十二条に定める国政調査権の行使である国会法第百四条による成規の手続を省略して行われたもの」であると答弁したとおり、改ざん文書を国会に提出した政府の行為は国政調査権の行使を妨害するものと考えられるが、当該「不適切」とは、国政調査権の行使を妨害したとの政府の認識を含むものと理解してよいか。仮に含まないとする場合は、その理由を詳細に述べられたい。

二 本件報告書の三十八頁に、「②上記のような応接録の取扱いについても、国権の最高機関である国会への対応として、不適切な対応だったと言わざるを得ない。」との記述があるが、ここでいう不適切な対応とは具体的にどういう意味か。当該応接録については、度重なる国会質問に対して政府は一貫して廃棄した旨を答弁してきたところであるが、政府として国会の内閣監督を妨害し、国政調査権の行使を妨害してきたとの認識があるか。

三 本件報告書の三十八頁に、「③会計検査院による会計検査に対して、廃棄されずに残された応接録の存在を明かさなかったり、改ざん後の決裁文書を提出したことは、不適切な対応である。この会計検査が、参議院予算委員会の要請に基づき行われているものであることを踏まえれば、国権の最高機関である国会との関係でも、問題のある対応だったと言わざるを得ない。」との記述がある。この「不適切な対応」及び「問題のある対応」とは具体的にどのような意味か。また、平成三十年三月二十八日の参議院予算委員会において参議院事務総長は、会計検査院に対する検査要請は「憲法第六十二条に基づく国政調査権の行使として国会法第百五条の規定に基づ」く検査及びその報告要請である旨答弁したとおり、改ざん文書を会計検査院に提出した政府の行為は国政調査権の行使を妨害するものと考えられるが、当該「不適切」及び「問題」とは、国政調査権の行使を妨害したとの政府の認識を含むものと理解してよいか。仮に含まないとする場合は、その理由を詳細に述べられたい。

四 本件報告書には国政調査権との関係についての記述が一切ないが、なぜ、前記一及び三の参議院事務総長の答弁があるにも関わらず、本件報告書において当該関係が一切触れられていないのか。政府は、本件報告書で報告されている改ざんや廃棄行為等について、これらと国政調査権との関係について検証を行ったのか、また、これらは国政調査権との関係で全く問題を生じていないものと考えているのか。

五 前記一及び三の参議院事務総長の答弁があるにも関わらず、国政調査権との関係が一切触れられていない本件報告書は、国会及び国民に対する調査報告書の名に値しない言い訳と誤魔化しのためのものである。このような調査報告書を公表する政府は国会を否定し議会制民主主義を冒瀆するものであり、安倍総理及び麻生大臣は国務大臣を務める資格がなく、安倍内閣は即刻総辞職するべきではないか。

六 本件報告書の「Ⅵ. 一連の問題行為の総括」の「(1) 一連の問題行為の目的等」として、三十六頁に、当時の本省理財局の幹部職員や理財局長は、「国会審議が相当程度紛糾するのではないかと懸念し、それを回避する目的で改ざんを進めた」旨記述があるが、「相当程度」及び「紛糾」とはそれぞれ具体的にどういう意味か。また、「紛糾」とすると誰に対して何が困ると財務省職員は考えたのか、説明されたい。

七 麻生財務大臣は平成三十年六月四日の記者会見で財務省職員の改ざんの動機について「それが分かれば苦労しない。それがわからないからみな苦労している。」旨発言したが、財務省による「徹底的な調査」の結

果、本件報告書においても財務省職員が改ざんを行った動機は未だ不明ということか。当該動機が解明されている場合はそれを説明した上で、麻生財務大臣の当該発言との整合性について説明されたい。

#### ○答弁書

##### 一から四までについて

国政調査権は、憲法第六十二条に規定されている国会の権能であり、政府としては、それが適正に行使され、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものであると考えている。

その上で、お尋ねの平成三十年六月四日に財務省が公表した「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」（以下「本報告書」という。）に記載された「不適切な対応」及び「問題のある対応」の意味については、このような国会の国政調査権との関係を踏まえれば、国権の最高機関である国会への対応及び国会の要請に基づき行われた会計検査院による会計検査への対応として、決裁文書の改ざん作業を行い、改ざん後の文書を提出したこと等は、あってはならないことであり、本来とるべき対応ではなかったという意味であると承知している。

##### 五について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が平成三十年六月四日の記者会見において「公文書の改ざんはあってはならないことであります。行政府の長としてその責任、痛感しております。二度とこうしたことを起こさないように、公文書の在り方を徹底的に見直し、そして再発防止策を講じてまいります。麻生副総理にはその先頭に立って、責任を果たしていただきたい、責任を全うしてもらいたいと、このように考えております。」及び「政治責任とは正にこうしたことが二度と起こらないように、対策を徹底して講じていくことであろうと、このように思います。」と述べ、菅内閣官房長官が同日の記者会見において「今回の問題について先程、麻生大臣自身が認識を示されて、そしてお詫びされた上で、こうした問題が行政全体の信頼を損なったことを踏まえ、閣僚給与の自主返納について話をされたところであります。今後、財務省とし、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止策を進めるとともに、財務省全体の意識改革を進めていただきたいと思っておりますが、その際、麻生大臣には今回の調査結果を重く受け止め、そうした反省に立って、財務省の陣頭で改革を進めていただくとともに、財務省が担う行政上の様々な課題について、引き続き責任を持って対応していただきたい、こういうふうに思います。」と述べたとおりである。

##### 六について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

##### 七について

本報告書の「Ⅵ. 一連の問題行為の総括」の「(1) 一連の問題行為の目的等」において「応接録の廃棄や決裁文書の改ざんは、国会審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で、更なる質問につながり得る材料を極力少なくすることが、主たる目的であったと認められる。」とされているところである。

なお、御指摘の平成三十年六月四日の記者会見における麻生財務大臣の発言の趣旨については、同月五日の衆議院財務金融委員会において、同大臣が「今回の調査報告を読んでいただいてもわかると思いますけれども、少なくとも、さらなる質問につながる材料については極力少なくしたいという思いが極めてあったということははっきりしておると思っております。もともとの動機は、自分の答弁と、上がってきた現状の書類との間に乖離があった、自分の答弁というものと、いわゆる文書との間の乖離というものに関して、いかにその差を詰めようかというところが一番大きな気持ちだったと思います。詰めねばならぬのは、普通、答弁の方を訂正するという方が通常だというのは、私もそう思います。しかし、現実問題としてはそうはならなかったというところでもあります。問題は、こういったような改ざんをしろということを示したのに対して、それに抵抗した職員もかなりおります。そういった意味では、それを従った方と従わなかったところの差が出てきているというのは事実であろうと思いますので、私といたしましては、そういったのを拒否したという方が私どもとして見れば通常の対応だと思いますけれども、そうはならなかったというところで、拒否した者と拒否しなかった者との差というものに関しましてはどのようなところがわからぬということを申し上げて、その気持ちがわからぬと申し上げたということでもあります。」と述べているとおりである。

#### 【5】○質問主意書

一 政府は、「参議院議員小西洋之君提出「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一九六第一二九号）において、「平成三十年六月四日に財務省が公表した「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」（以下「本報告書」という。）に記載された「不適切な対応」及び「問題のある対応」の意味については、このような国会の国政調査権との関係を踏まえれば、国権の最高機関である国会への対応及び国会の要請に基づき行われた会計検査院による会計検査への対応として、決裁文書の改ざん作業を行い、改ざん後の文書を提出したこと等は、あってはならないことであり、本来とるべき対応ではなかったという意味であると承知している。」と答弁しているが、この答弁の趣旨として、決裁文書の改ざん及びその改ざん後の文書を国会及び会計検査院に提出したことが国会による国政調査権の行使を妨害する行為であったとの認識を含むのかについて、明確に答弁されたい。

二 本年三月二十八日の参議院予算委員会において、安倍総理は「御指摘の妨害ということが、結果として審議を妨げることになったということについてはそのとおりだと思っております。」と答弁し、横島内閣法制局長官は「結果として国会の調査権を妨げることになったということについては、深く私からもおわびするのは変でございますけれども、やはり政府として責任がある、ないとは言えない事柄であろうかと思っておりますけれども、違反する行為を政府がしたのかということにつきましては、やはり具体的に、改ざんと言われておりますけれども、書換えの経緯等についてのやっぱり事実の確定ということが必要であろうかと思っております。」並びに「結果として妨げたということは否定し難いと考えておりますけれども、それが憲法に違反する行為をあえて政府がしたのかということにつきましては、やはり更なる事実の確定ということが必要であ

		<p>ろうかと思えます。」と答弁しているところである。また、同委員会において参議院事務総長は、決裁文書の提出要求については「参議院委員会先例二八一、報告又は記録の提出要求に関する例に基づき、憲法六十二条に定める国政調査権の行使である国会法第百四条による成規の手続を省略して行われたもの」であり、会計検査院に対する検査要請については「憲法第六十二条に基づく国政調査権の行使として国会法第百五条の規定に基づく検査及びその報告要請である」との旨を答弁しているところである。</p> <p>これらを踏まえ、前記一について、政府は「本報告書」に示されている「決裁文書の改ざん作業を行い、改ざん後の文書を提出したこと等」が、憲法第六十二条に定める国政調査権の行使を妨害等する憲法に違反する行為であると考えているか、政府の見解を示されたい。</p> <p>三 前記二について、政府は、「決裁文書の改ざん作業を行い、改ざん後の文書を提出したこと等」が、国会法に定める国政調査権の行使を妨害等する国会法に違反する行為であると考えているか、政府の見解を示されたい。</p> <p>○答弁書 一から三までについて お尋ねについては、先の答弁書（平成三十年六月十五日内閣参質一九六第一二九号）一から四までについてでお答えしたとおりである。</p>
<p>第 48 回総選挙の 正統性の欠如</p>	<p>【1】 安倍内閣総理大臣記者会見 平成 29 年 9 月 25 日</p> <p>【2】 第 195 回参議院本会議 平成 29 年 11 月 22 日</p> <p>【3】 第 196 回参予算委員会 平成 30 年 03 月 28 日</p>	<p>【1】（安倍総理） ・・・さきの国会では、森友学園への国有地売却の件、加計学園による獣医学部の新設などが議論となり、国民の皆様から大きな不信を招きました。私自身、閉会中審査に出席するなど、丁寧に説明する努力を重ねてまいりました。今後ともその考えに変わりはありません。</p> <p>この選挙戦でも、野党の皆さんの批判はここに集中するかもしれない。こうした中での選挙は厳しい、本当に厳しい選挙となる。そのことはもとより覚悟しています。しかし、国民の信任なくして国論を二分するような大改革を前に進めていくことはできない。我が国の国益を守るため、毅然とした外交を推し進めることはできません。国民の皆様信任を得て、この国を守り抜く決意であります。（以下、略）</p> <p>（記者） 朝日新聞の田伏と申します。先ほど冒頭発言で解散理由について説明がありましたが、そういったことをある程度予想した上で、今回の解散に当たって大義がないのではないかと。北朝鮮情勢が緊迫する中、選挙を行うタイミングではないのではないかと。野党からの国会召集要求に事実上応じず、森友・加計問題の追及からの回避ではないかといった指摘があります。総理はそうした指摘に対してどのようにお答えになられますか。</p> <p>（安倍総理） ・・・次に、臨時国会の召集時期についてであります。8月には予算編成に向けた概算要求作業がありました。9月には北朝鮮情勢が緊迫する中、ロシアやインドを訪問するなど外交日程をこなしてきました。先般は</p>

国連総会に出席し、日米首脳会談あるいは日米韓の首脳会談等を行ったところでありまして、こうした内外の諸課題に対応するために総合的に判断して、今週の28日の召集を決定したものであります。憲法上、問題はないと考えています。

その上で申し上げます、閉会中におきましても必要に応じて衆参合わせて15回、閉会中審査を行いましたし、私自身も衆参の予算委員会に、閉会中審査に出席をするなど、丁寧な説明を積み重ねてきたところであります。今後もその考え方には変わりはありません。

選挙は正に民主主義における最大の論戦の場であります。こうした中での総選挙は、私自身への信任を問うことにもなるわけでありまして、私自身の信任も含めて与党の議員全ての、そして全国会議員の信を問うわけがあります。それは追及回避どころか、こうした批判も受け止めながら、そこで国民の皆様に対して御説明もしながら選挙を行う。むしろ大変厳しい選挙となることが予想されます。それを覚悟の上で、しかし、先ほど申し上げましたように、税こそ正に民主主義であり、税に関わる重大な変更については国民の信を問わなければならないということは、従来から一貫して申し上げてきた私の、また、私たちの考え方に沿って、今回、解散をするわけでありまして。

## 【2】○内閣総理大臣（安倍晋三君）

森友学園への国有地売却についてお尋ねがありました。

国有地の売却における当事者間でのやり取りについては、現在捜査が行われており、捜査の場及びその後の司法の場において明らかになっていくだろうと思います。

ただ、私の妻が、一時期、名誉校長を務めていたこともあり、国民の皆様から疑念の目を向けられたとしても、もっともだと思います。

その上で、本件については、私自身、閉会中審査に出席するなど、国会において丁寧な説明を積み重ねてまいりました。今回の衆議院選挙における各種の討論会でも質問が多くあり、その都度、丁寧に説明をさせていただいたところであり、今後もその考え方に変わりはありません。

## 【3】

### ○小西洋之君

資料二ページ目を御覧いただきたいんですけども、去年の総選挙に当たり、安倍総理は、解散の八月二十五日の記者会見において、閉会中審査に出席するなど、森友事案について丁寧に説明する努力を重ねた、選挙はまさに民主主義における最大の論戦の場である、私自身の信任も含めてその信を問うと言っております。また、選挙後、今回の衆議院選挙における各種の討論会でも質問が多くあり、その都度丁寧に説明をさせていただいたところであると言っているところでございます。

改ざん文書を国会に出し、国民の情報公開請求に対して改ざん文書を出した安倍総理が、国民に対して丁寧な説明を選挙で行っていた、最大の論戦の場に選挙がなっていた、そうしたことは私は正統性が認められない

		<p>と思います。安倍内閣は、選挙の正統性がない内閣として即刻総辞職すべきではありませんか。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） その考えはございません。</p> <p>○小西洋之君 選挙の正統性があるという理由を答弁ください。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 民主主義の根本だろうと思うわけでございます。言わば、大きな政策的課題があればそれを国民に問うことこそ民主主義であろうと思うわけございまして、その結果、その結果、我々は国会において、衆議院においては二百八十四議席を獲得することができた、自民党はですね。そして、与党で過半数、三分の二の議席をいただいた、この責任は大変重いと感じております。</p> <p>○小西洋之君 改ざん文書に基づく説明、そして論戦、それがなぜ選挙の正統性を与えることになるのか、答弁ください。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 基本的にこの改ざん文書、改ざんされた中身は、私が答弁していたことをたがえるものではなかった、このように承知をしているところでございます。</p> <p>そして、国会の、国会というか、党首討論会においてもテレビの討論会においても、この問題は多く時間を費やしたわけでございます。その中で、私も、有り難いことに多くの票をいただき、政権を維持せよと国民の声をいただいたわけございまして、まさにこの国民の声に答えていくことこそが私の責任であろうと、このように重く受け止めているところでございます。</p>
<p>国会への連帯責任への違背（憲法 66 条 3 項）</p>	<p>【1】 第 196 回参議院本会議平成 30 年 03 月 28 日</p> <p>【2】 第 196 回参議院予算委員会 平成 30 年 03 月 28 日</p>	<p>【1】 ○小西洋之君 加えて、昨年二月より現在まで、国会図書館の会議録検索で確認できるだけで、総計二百九十七もの衆参の本会議や各委員会において森友学園事案に関する審議等がなされています。まさに、安倍内閣は、衆参の国会全体による追及を一年以上にわたって改ざん文書で欺いてきたことになるのであります。</p> <p>ここで、憲法六十六条三項の内閣の国会への連帯責任の規定は、内閣を国会による民主的な統制の下に置くとの趣旨とされています。しかも、安倍内閣は、政府答弁において、国会議員による内閣に対する質疑は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると述べているのであります。</p> <p>にもかかわらず、政府は、改ざん後一年以上その事実を秘匿したまま、昨年の通常国会、特別国会、本年の通常国会において改ざんの内容に基づいた答弁等を行っていたのであり、まさに、この一年間の我々数百名の国会議員の議会活動は何だったのか、国会運営は何だったのかと言わざるを得ないものであって、もはや安倍内閣は、唯一の国民代表機関である我々国会に対する責任主体として存立することが許されようがなく、ましてや予算の議決を求める立場など認めようがなく、即刻総辞職をする必要があるのであります。</p> <p>【2】 ○小西洋之君 二百九十七回の本会議、委員会で森友学園が審議された、そして、それを改ざん文書によって妨害をしていた。内閣としての責任を感じないのでしょうか。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 妨害をしていたということについては、先ほどや、こちら側の法制局長官からもお答えをさせていただいたとおりでございます。</p> <p>○小西洋之君 内閣法制局長官、議院内閣制の下での我々国会議員の内閣に対する質疑の趣旨について答弁ください。</p>

		<p>○政府特別補佐人（横畠裕介君） お尋ねにつきましては、例えば、平成二十六年十一月二十八日付けの小西洋之参議院議員に対する政府答弁書において、国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下で国会による内閣監督の機能の表れであると考えているとしているところでございます。</p> <p>○小西洋之君 安倍総理、二百九十七回の本会議、委員会、衆参にわたる審議のその前提を改ざん文書によって毀損した、それは我々国会議員の内閣に対する監督責任を、それを妨害した行為だというふうにお考えはありませんか、内閣総辞職をするべきではありませんか。</p> <p>○内閣総理大臣（安倍晋三君） 妨害という認識については、先ほど横畠長官から答弁をさせていただいたとおりでございます。</p> <p>よって、私は、いずれにいたしましても、まさに選挙でお約束したことをしっかり誠実に実行していくことこそが私の国民に対する責任であろうと、このように考えております。</p>
--	--	---